

373

527

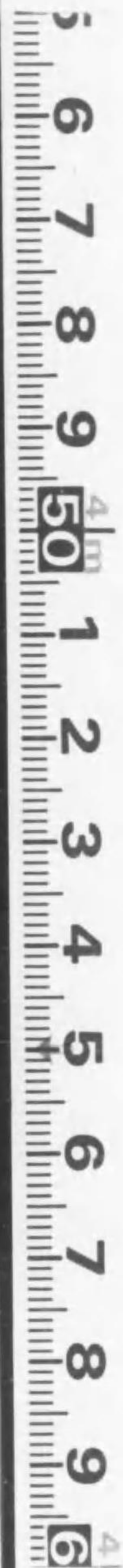
山口縣畜産要覽

全縣内務部

373-527



1200501450388



始



山口縣畜産要覽



○ 第一編總說

目次

地勢地質……………一

沿革概要……………二

畜産獎勵要項……………二

○ 第二編現況

【第一節】 畜牛の概況……………二五

【一】 産 牛……………二五

○見島和牛……………二七

○役肉用種牛防長種標準體型……………二八

○役肉用種牛防長種審査標準……………三〇

○役肉用種牛防長種登錄規程……………三六

○牛馬生産組合規約準則……………三七



373-527

【二】	肥育	四三
○	畜牛肥育組合規約準則	四七
【三】	牛乳及乳製品	五二
【第二節】	馬匹ノ現況	五五
○	産馬計劃	五六
【第三節】	豚	六四
【第四節】	家禽	六五
【一】	鶏	六五
○	養鶏組合規約準則	七〇
【二】	鶯	七四
【第五節】	緬羊	七五
【第六節】	山羊	七五
【第七節】	養蜂	七六

【第八節】 養兔 七七

○ 第三編 獎勵施設並團體

【一】	畜産獎勵費ノ交付	七六
○	畜産獎勵費交付規則	七六
【二】	畜産小組合	九四
畜産家禽共進會開催狀況	一〇七	
【三】	山口縣種畜場	一一三
【四】	畜産組合及畜産組合聯合會	一一九
○	聯合會ノ事業種類	一二〇
○	畜産組合事業種類	一二二
○	産組合名	一二三
【五】	山口縣獸醫師會	一二四
【六】	家畜保險組合	一二五

【八】 山口縣養鶏組合聯合會……………二二六

【九】 牛馬商組合並同聯合會……………二二七

○ 第四編 雜編

【一】 家畜市場……………二二九

【二】 畜牛結核病檢查成績……………一三三

【三】 畜產功勞者……………一三四

○ 第五編 畜產統計

【一】 家畜現在數累年比較……………一三七

【二】 家畜生產數累年比較……………一三八

【三】 郡市別畜牛頭數表……………一三八

【四】 郡市別馬匹頭數表……………一四〇

【五】 郡市別豚頭數表……………一四一

【六】 郡市別山羊頭數表……………一四二

【七】 郡市別綿羊頭數表……………一四三

【八】 耕地面積並農家戶數對牛馬頭數表……………一四四

【九】 種牡牛郡市別表……………一四五

【〇】 累年鶏卵產個數及價額表……………一四六

【一】 郡市別鶏羽數……………一四七

【二】 累年鶏飼養戶數及羽數と農家戶數比較……………一四八

【三】 鶯飼養羽數……………一四九

【四】 蜜 蜂……………一五〇

【五】 昭和五年中各種別屠殺成績並屠場名……………一五〇

【六】 畜產獎勵費交付狀況……………一五二

【三】【九】【六】【七】

馬匹去勢成績……………一五二

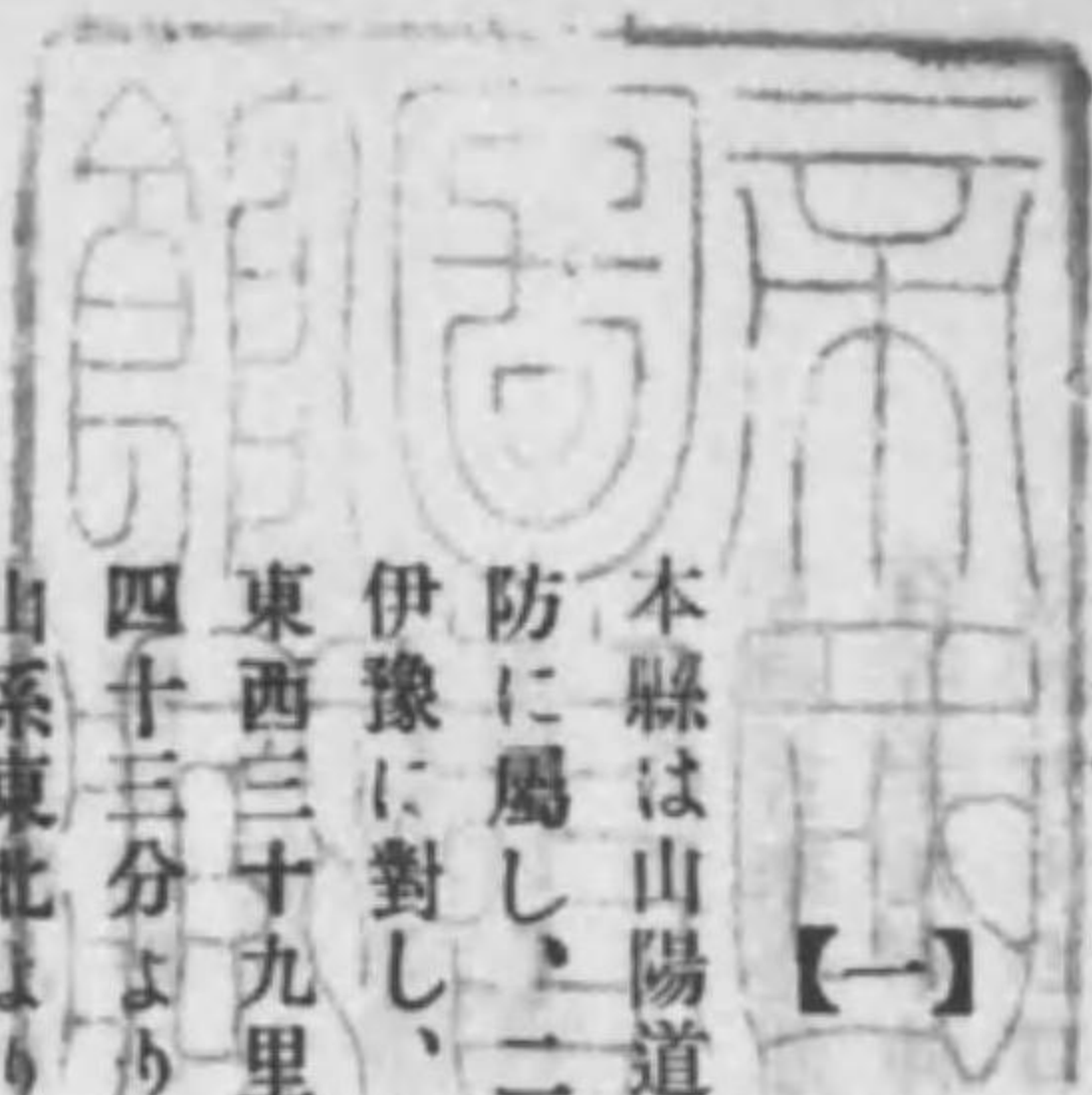
去勢猶豫馬匹検査成績……………一五三

畜産實行組合……………一五四

獸醫師蹄鉄工並牛馬商人數……………一五四

第一編 總 說

地 勢 地 質



本縣は山陽道の西端にありて周防長門の二國を管し、三市十一郡を有し其の一市六郡は周防に屬し、二市五郡は長門に屬す。東北は石見及安藝に接し、東は安藝の多島海を隔て、伊豫に對し、南は周防灘に面して遙に豊前豊後を望み、西は響灘、西北は日本海に瀕し、東西三十九里南北三十里東經百三十度四十七分より百三十二度三十分に至り北緯三十三度四十三分より三十四度四十八分に至る。此面積三百八十四方里餘にして、山脈は中國より山系東北より來り周防石見の界をなし、延て石見周防長門三國の交界に至る。之を寂地山脈と名づく、此間幾脈の分脈國中に亘る其寂地山脈より分れて北に走り長門石見の界をなすものを徳佐峰山脈謂とふ。鳳翔山脈は其本脈を受け更に方向を轉して西南に走り、起伏蜿蜒長門宇部の岬に至りて盡く、之れ防長の天然界にして其東南を周防とし、西北を長門とす。二國共に山脈連亘して平坦の地に乏しく、隨て道路嶮惡にして運搬不便なりしも、近來大に之れか修理を加へ、鐵路省線は岩國以西の南沿海地を横走し、次て吉敷郡南部小郡より同郡西北部を貫き石見に通する山口線及美禰郡を縦貫する美禰線は西海岸に沿ふて廻

る小串線と正明市に會し、更に北東に延ひて萩を經由し宇田郷に達し、近々山陰本線の全通を見んとす。其の他防石長門宇部電鐵等の諸私設鐵道此の間を縫ふて地方交通の便を助く。而して美禰郡及山口市を除く他の各郡市は皆海に沿ひ港灣に富み、又舟楫を通ずるの河川に乏しからざるを以て、水陸の便昔日の比に非ず。地質は北部及西部は主として火山岩類にして安山岩、玄武岩、石英粗面岩、火山凝灰石、火山灰土質を混成し之れに小部の花崗岩古生層の土質を混す、南部及東部は花崗岩に古生層の珪岩質輝綠凝灰岩又大古層の片麻岩結晶片岩中生層の土質を混し、沿岸地方は沖積地に花崗岩片麻岩等の土質を混す。氣候は地勢の異なるに従ひ自ら差ありと雖水管を通して寒暑共に甚しからず、概ね暖和雨量平年一五五六乃至二二五二耗地味概して肥沃にして播種栽培牧畜に適す。

【二】 畜産の沿革概要

本縣に於ける産牛の起源は、文献の徵すべきものなきを以て詳に之れを知る事能はされども、古來豊浦大津阿武大島(殊に平郡島)の諸郡にては産牛行はれたるもの、如く、紀元八百五十九年神功皇后三韓御征伐の當時既に豊浦郡豊西村蓋井島の東方に牧口と稱し牧牛行はれたりと口碑に傳へらる。又同郡宇賀村地方より産出する牛を一般に長門牛と稱し其名高かりしもの、如く、紀元千三百九十六年の頃聖武天皇の御宇奈良東大寺を建立し賜ひし

時、長門牛に其柱を牽かしの賜ひし事蹟あり。而して其牛には額に玉ありしを以て額玉搔と稱へられたりと見聞集に見ゆ、又桓武天皇延暦年間(紀元千四百五十年頃)豊浦郡西市村大字殿居村より牛を貢き其地を牛見莊本郷と唱へられたりと云ふ。(風土記)其後醍醐天皇の御宇(紀元千八百六十年の頃)全國三十九牧を定められ馬百十頭牛二十二頭を選抜貢獻せしめられたる時には長門牛に宇養馬牧、角島牛牧を設けられたりと長門國誌に見へ、宇養は宇賀村、角島は角島村なりと、其他豊浦郡にて古來牛牧の地なりと想はしむる地名少からず、即ち肥中(牝牛の肥中に轉したるものならん)特牛、(牡牛)小串(昔は古止伊と稱へ次に小牛は遂に小串に轉せしものならん)角島等の如し、而して現今神玉村に牛ヶ迫と稱する處ありて土地平垣棚壁の跡を存し往時を偲はしむ、又阿武郡にありても八江萩名所圖繪中に椿郷東分村龍藏寺々傳と題し左の記事あるを見れば同じく古來産牛の行はれたるを思はしむ。

龍藏寺傳

聖武大皇の御宇天平年間南都大佛殿創立の時諸國に詔して牛車を進められ給ふ夫か中にも長門阿武郡堀田の莊(今の萩)川島の郷より率出したる白牛は他國の牛に勝りていか計りなる大木大石といへども更に勞るゝ事なく運送すること日毎に曉より初めて黄昏にいたる遂に牛飼の者も綱を放てりとぞ都の貴賤言哢さざるはなかりけり折節陛下に聞へけ

れば叡威斜ならず是則大日如來の靈驗なるべしとて即褒賞として此牛に耕作の勞を禁し且つ牛飼には飼料の地また國守といふ號を下し賜はりぬ是より以降長門國中の牛には竹木にかきらすよるすのものは負する事を止む(後略)

又大島郡にありては古來平郡牛と稱する牛を産し、續日本紀中にも所放三小豆島官牛遷長島云々とあり、長島とは今の熊毛郡上ノ關村にして同島の隣接の地にして自然本島にも移入繁殖せられしものならん。今猶此附近の島嶼中牛島馬島等の名稱あるは古來此等の島嶼にて牧牛牧馬の行はれたるを想はしむ、又大津郡にありては紀元二千二百九十一年の頃より向津具牛と稱する牛を産し、寛永二年其總數五百六十五頭なりしも同年牛疫流行し僅に六頭を殘したるの慘害を呈し、農耕上に差障を生し九州五島より牛十二頭を移入したるの事蹟あり。舊藩時代にありては保護獎勵の爲め貧農救濟の法として資金を貸與し、牛馬の飼養を勵めたる事あるも殊に見るべきものなく、只農家は農耕採肥を目的とし飼養せしものにして特殊の改良進歩なかりしも、明治八年勸農局は下總國三里塚に牧場を設け海外より多數の牛馬を移入し、汎く全國に貸付せしを以て本縣も亦洋種(テウオン種)短角種(トウオン種)牝牝八頭を借受け、之を縣立栽培試験場内に繋養し、一方縣内篤志家に貸與し、飼料として壹ヶ年麥四斗つゝを支給し蕃殖せしめ、其産犢を配付貸與して在來牝牛に交配し其改良を計れり、又縣費を以て島根廣島縣下より種牝牛を購入し之れを貸與せり。然れ共當時官民尙畜

産に關する智識に乏しく、經營其當を得ざりしかば成績亦見るべきものなく明治二十年に至り是れを民間事業に移したり。明治二十六年に至り種牛獎勵費下與例を定め、島根并に廣島縣下より種牝牛を購入貸與し、又牝牛の繁殖利用を促したり。明治二十九年種牝牛の購入を獎勵し補助金を下付するに至り、卅七年具體的計畫を定めて實行に着し、畜牛は「エアシー」種、「ホルスタイン」種、「デヴォン」種を以て改良する事となし、縣立種畜育成所を設置して種畜の育成並配付をなすこと、せしに内國種牝牛漸次減少し外國種牛及雜種牛の増加を來たし斯業の隆盛を見るに至り、或は團體或は個人にて種牛を遠く海外の原產地より輸入せるものあるに至れるの盛況を呈せり。其間或は仔畜の保存獎勵費下付規則の制定或は産牛組合の設置餘乳利用の途を啓く爲め製乳事業の開設を促す等其保護助長に努めたり。然るに明治四十年以來一般經濟界の不振は本業に對し尠からざる打撃を與へ、牛價嶮に暴落して一時頗る悲況に陥り、斯業に對し不安の念を抱けるに至り一時甚敷沈衰の狀を呈したるも、大正二年生産調査會に於て畜牛需給の趨勢に鑑み地方の狀況に應じ其の獎勵方針を定め、種牛は主として役肉用の目的を以てデヴォン系改良和種を、乳用牛は從來生産の地域を縮少して「エアシャー」種を採り極力獎勵に努め、大正三年畜産獎勵規程を設けて民有種牝牛の充實、牝牛の改良、放牧地の設置其他餘乳利用の目的を以て行ふ製乳業の發達に資する等、専ら斯業の挽回を圖りしか爾來種牝牛の設置數頓に増加すると共に生産

數も亦著しく増加を來し、其他放牧場亦各地に設けられ穩健なる發達の氣運に向ひ、大正七年には畜産業獎勵に關する訓令を發して畜産改良方針並に其の實施要項を示し、又各郡には産牛畜産組合設立せられ縣區域畜産組合聯合會成り、其の他吉敷佐波都濃の三郡には搾乳畜産組合設立を見るに至れり。然るに本縣に於ける和種牛の改良は其の理想とする一定の標準なく、從て標準體型に基く登録の實施を缺如し、只た漫然交配して改良種の造成を夢見たる矛盾撞着の結果所謂改良和種の行詰を招來したるを以て荒蕪せる此等農用牛を匡救し眞の改良計劃に據らしめ、一面速かに改良の目的を達成する爲に最も適應する利用種の選擇に意を用ひ、政府の施設と相俟て「アバデインアンガス」種の利用交配試験の結果に徴し、本縣の農業經營並農家經濟の狀態に最も適應し、其の福利増進を主眼として大正十二年役肉用種牛體格審査標準を制定し、併せて改良の目的の遂行を圖る爲本縣畜産組合聯合會をして之か登録事業を施行せしめ、時勢の要求に適應する防長種の造成を企圖せり。爾來縣下各地に於ける施設經營方法に新生面を加へ來り、着々改良の實を見るに至れり。を以て更らに大正十四年山口縣訓令第十五號を以て曩に大正七年に發したる畜産業獎勵に關する訓令中獎勵要項の一部を改正して、防長種の造成普及を期することに方針を改め、次て昭和二年四月畜産獎勵費交付規則を改正し、優良種畜保存並に肥育業の團体的發達を促進せしむる爲畜牛肥育組合設置に對し、獎勵費交付の途を講じ、更に昭和四年度以來堅

實なる組織の下に團体的の牛馬の改良生産を獎勵する爲、生産組合に對しても同様獎勵費交付の途を拓き、一面積極的に役肉用牛の改良増殖を圖るの必要を認め、同年度に於て縣下主要産牛地の中心地、十五ヶ所を選定關係百七ヶ町村當該關係者畜産組合主腦部を集め町村産牛計劃樹立に關する協議會を開き、尙昭和五年七月縣下五ヶ所に縣下全市町村集會召集に際し、畜牛増殖計劃案を示し以て各郡市町村の計劃を促し、將來の改良増殖の指針たらしめたり。

尙斯業の狀勢に鑑み、大正十二年制定の役肉用種牛體格審査標準に一大改訂を加へ、昭和五年一月防長種牛標準體型及審査標準を定め同時に畜産組合聯合會の登録規程の改正を爲さしめ、更に同會に昭和六年度より新規に登録獎勵費を交付し、本事業の進展を劃するに至れり。尙本縣に於ては昭和五年度に於て和牛の改良に資する爲農林省外國購買官に委託し、全年十月英國スコットランドよりアバデインアンガス種牡牛レームスオプバリンダロツホ號を輸入し、阿武郡産牛畜産組合に貸付をなし、同郡大井村に繋養の上種付を開始せり。

本縣に於て初めて搾乳業を起したるは明治八年頃にして爾後斯業に志す者次第に増加するに至れり、而して製乳業を始めて本業に着手せるは玖珂郡廣瀬村隅猪太郎氏にして、今は故人なれども氏は産業殊に養牛に趣味を有し乳製品の前途有望なるを察し、明治二十四年

の春石州美濃郡豊田村に於ける伯父齋藤勝廣氏の煉乳製造に従事せるを視察し、其の一端を窺知し歸來五六合の材料乳を重湯煎となし製造を試みしも遂に良品を得るに至らず、種々工夫を重ね蒸氣煎法を案出し、茶釜の口部に鐵葉製淺鍋を置き之に牛乳を盛り、小杓子を以て攪拌煉縮を試みたり、其間約半ヶ年を経たりと雖も技熟せず、殆んど成品を得ざりしか苦心慘憺の末漸く良品を得、之れを廣島市藥舖森本爲八に示して大に賞賛を博し、鶴印煉乳として發賣を開始せり、之れ實に本縣煉乳製造業の濫觴にして爾今遺族に依り經營せられたるも附近に乳牛減少し、事業中止の己むなきに至れり。越えて明治三十八年四月下關市關後地村搾乳營業者吉岡茂兵衛も本業を開始したるも現今は中止せり、而して明治三十五年の交より洋雜種牛の蕃殖盛に行はれ、日露戦争後乳用牛の蕃殖頓に勃興せる結果除乳利用方法に對する施設の必要起り、縣は明治四十年煉乳製造業に對し其設備費並に事業費の一部を補助し、是れが機關の設置を奨励したる結果、四十年二月玖珂郡鳴門村、四十二年三月吉敷郡大内村、四十三年四月大津郡深川村、に此業起り産業組合を設置し組合員所有牝牛より餘乳を集め煉乳の原料となせり、之れが爲め附近農家の經濟を助けたる事尠からざりしも長期保存に耐ゆへき優良なる煉乳の製造は最も熟練なる技術を要すると、一面多くの資金を要せしとを以て組合の活動意の如くならず、組合中解散の己むを得ざるに至りしものありしも玖珂郡鳴門村組合は組合員一致協力により苦心慘憺之れが維持に努

めたる結果稍堅實なる發達を遂げ、東郷印煉乳及小兒印煉乳として販賣したるも是亦中止の己むなきに至る。大正元年美禰郡西厚保村の醫師三澤孝農家餘乳利用の目的を以て、バタ製造を始め大正三年に至り平鍋式煉乳の製造に着手し、金魚印煉乳として發賣せり、之より先き大正二年美禰郡赤郷村に裕文之進眞空式大規模の製造を設置せしも資金其他の關係上休業中なりしか大正六年四月三澤孝該機械を購入改造して從來の平鍋製造に更へ將來の發展を圖れり。

以上は本縣煉乳業沿革の概要にして何れも穩健なる發達を遂げつゝありしも、此事業たるや巨額の資金を要し生産費又少なからざるに比し市價振はざるを以て自から原料乳買入金額に制限を加へざるを得ず、如斯は地方畜産業の消長に關する處至大なるを以て大正九年本縣牛乳營業取締規則施行細則を改正し、益々農家餘乳利用の方途を擴張せり、之れが爲め從來の原料乳は殆んど市乳として販賣せらるゝに至り、製乳用に供さるゝものは極めて稀なるに至れり。

馬は往古の事は文献の徵すべきものなしと雖舊藩時代に於ては藩馬生産の爲め産馬事業を奨励し、殊に美禰郡は山野に富み産馬に適するを認め種牡馬には飼料として大豆を副へ之れを同郡民に貸與し、種付所には藩吏を派遣して萬般の監督をなさしめたる等其保護奨励極めて篤く種付所は美禰郡の外阿武大津の二郡にも設置せられ、美禰郡赤郷村を中心とし

て各地に産馬行はれ強健にして優良なるものを産し、江戸地方に於ては「蹄の良き事は長門の牧出駒云々」と唱へられ世に稱賛せられ居たりと云ふに徴して當時如何に盛況を呈せしかを窺ふに足るへし。然るに廢藩置縣の後には此等の保護も止み産馬事業も次第に衰退し明治八年勸農局より驢馬三頭の貸付を受け之れを配置せりと雖も、其成績として見るべきものなく産馬事業に従事する地區も自から縮少し僅かに別府、大嶺村に限局するに至れり明治三十三年産馬事業奨励の爲め同郡に産馬組合を設置せしめ、三十七年に至る間縣費を以て東北地方より優良牝牡馬十一頭を購入し、之れを同郡産馬組合に貸與蕃殖せしめ一方補助金を下付して優良牝馬の購入を奨励すると共に良産駒の保存を奨めたり、明治四十三年國有種牡馬の貸付を受け其後年々借受の數を増し優良駒の生産に力めたり。然れども産馬の業に従事する地方は次第に縮少し、年間僅に十數頭の生産を見るに過ぎず、縣は大正九年より國有種牡馬一頭を借受け次いで更らに大正十二年より種牡馬二頭を借受け、昭和六年八月更に一頭を借受け之を種畜場に繋養し、從來の馬匹育成地使役地に派遣し種付の奨励を始めたる結果産馬熱急速に勃興し、新に吉敷郡厚狹郡佐波郡都濃郡宇部市等に馬匹の生産を見るに至り生産頭數年々共に増加し、今や百二十餘頭に達し更に逐年増産の傾向を示すに至りたるを以て、鳥取種馬所は昭和三年四月山口市湯田に國有種牡馬種付所を新設し優良種牡馬派遣種付を開始し、又昭和五年四月吉敷郡秋穂村に昭和六年四月佐波郡防

府町に同様派遣種付を開始する外、民有種牡馬の種付を受くるも次第に増加し産馬熱愈々勃興するに至り、特に吉敷、佐波兩郡に在りては牡馬又は驢馬飼養者が之れを牝馬に換へ或は卒先して優良種牝馬の購入をなし以て生産を營むもの激増せり。以上の狀勢に鑑み本縣は産馬奨励方針を具体化し當業者をして其の向ふべき目標を示し、奨励施設と相俟て倍々産馬の改良と増産を圖らんとし、昭和六年三月産馬計劃を樹立し以て馬産の遂行を期せんとす。

【三】 本縣畜産奨励要項

(大正十四年山口縣訓令第十五號)

- 一、畜牛に在りては蕃殖育成肥養馬匹に在りては蕃殖育成等凡そ地勢其他に稽へ各地方の狀況に應し其の適地を概別し之か指導に努むること
- 二、役肉用種牛は本縣の農業經營並農家經濟の狀態に最も適應し其の福利増進を主眼として改良増殖を圖り防長種の造成普及を期すること
- 三、防長種造成の爲に山口縣畜産組合聯合會をして畜牛登録事業を施行せしめ種牛の選擇審査の規準は大正十二年十月山口縣告示第七五二號役肉用種牛体格審査標準に據ること

三、酪農地方に於ては平素酪農經營者と乳牛飼養者との連絡を緊密にし乳價一時の騰落に

依り兩者の關係に動搖を來すか如きを戒め以て永久に渉る相互の利益を擁護し乳牛飼養經濟の増進に努むること

四、馬匹の蕃殖地に於て小格輓駄馬の蕃殖を圖り優良種牝駒の育成に努む從來の亂交配を矯めて其の種付回数を減少し隔年蕃殖の弊習を正して毎年蕃殖とし育成地に於ては骨格堅固なる實用的馬匹の移入を爲さしめ管理法の改善就中過度の課役幼馬裝蹄の過早及成馬に於ける削蹄怠慢等を警むること

五、種卵配付所の設置に伴ひ養鶏の普及品種の改善統一を圖り豚は農場及工場殘渣物を利用して經濟的に飼養し得る地方に於て養蜂は果樹蔬菜園藝地其他密源豊富なる地方に於ては農家の副業として之か獎勵に努むること

六、牛馬籍を整理完備して常に其の生産消費の狀況を詳にし其の年齢、種類、産地等を正確にして牛馬取引の公正圓滑を圖り兼て市場糶賣の便益に供すること

七、畜産組合農會其他の團體をして犢を購入せしめて廣く農家に貸付飼育せしめ又は地主をして小作者に幼牛の委託飼養を爲さしむること

八、山林原野及空地の利用に依り放牧飼育の方法を採らしめ且つ稻田裏作の普及並畦畔雜草の改良に依り埋草其他粗飼料の調製改善の途を講せしむること

第二篇 現 況

【第一節】 畜牛の概況

牛は本縣畜産中最も主要なる部分を占め、之が消長は農家經濟と密接なる關係あるを以て縣は専ら飼養戸數及飼養頭數の増加、改良、生産、肥育、育成、利用等に力を用ひ經濟價値の増進に努めつゝあり。

昭和五年末に於ける現在總頭數六萬四千三百一頭、生産頭數六千九百七十二頭、飼養戸數五萬五千三百三十一戸とす。

由來本縣は産牛に適し、縣下至る處産牛行はれつゝあるも概括的に平坦部の交通至便なる地方には肥育を山間部及島嶼部の比較的交通不便の地方には役肉用種牛の生産を、其の間地帯には育成を獎勵する方針なり。今畜牛の飼養状態を見るに、生産地に於ては主として有角又は無角改良和種を飼養し、肥育地、育成地に於ては概して改良和種を飼養するも豊浦郡、下關市、厚狹郡、熊毛郡中部北部には、特に多數の朝鮮種を飼養し、又生産肥育を行はず單に使役採肥を目的とする比較的幼稚なる地方には多くは削瘦せる朝鮮種、又は体格優良ならざる改良和種、又は雜種を飼養す。乳用種はエアシャー種系及ホルスタイン種系の二種にして、其の頭數相半し搾取營業者及農家の飼養に係るものなり。

昭和五年末現在に於ける本縣畜牛の現況を示せば左の如し。

一、飼養戸數ト農家戸數及耕地面積トノ比較

農家飼養戸數	農家百戸ニ對スル飼養戸數	飼養頭數	農家百戸ニ對スル耕地面積	耕地面積百町歩ニ對スル飼養頭數
二五、三〇〇	五五、三二	四四、二	四七、三四	一六、九六〇
戸數	戸數	牝	牝	計
				六四、三〇一
				五二、三
				一〇四、九五四
				六二、三

二、畜牛の種類別頭數

役肉用種	朝鮮種	乳用種	合計
有角改良和種	無角改良和種	計	計
一、二五五	三二、八六二	一、五五二	三五、五六七
			二七、〇八〇
			八六六
			七八八
			一、六五四
			六四、三〇一

元來本縣は肥育業盛なる爲、縣内外に對し肉牛の供給は年間一萬數千頭に達すと雖、生産頭數僅かに七千頭に過ぎざるが爲、毎年朝鮮、廣島縣、島根縣、福岡縣等より肥育素牛として約一萬頭内外の移入を仰ぎ、又數百頭の産犢の移入に依りて漸く現在頭數を維持しつ

あるの狀況に在り。而して朝鮮牛は本縣豊浦郡彦島町に在る門司税關檢疫所を経て主として下關市及熊毛郡三輪村の兩常設家畜市場に入り、以て地方農家の手に移り、改良和種は地方商人又は縣外商人の手を経て縣内に移入せらる。

【一】 産 牛

本縣産牛地として、品質優良なる地方は長門部にして就中阿武郡、大津郡、美禰郡及豊浦郡の北半部の各町村とし、周防部は玖珂郡北部最も生産頭數多く熊毛郡南部一帯、大島郡平郡島等亦生産旺んなり。役肉用牛の改良生産事業は輓近特に急速度を以て發展し一時産牛地にまで侵入したる朝鮮牛は漸く驅逐せらるゝの狀勢にあり、殊に本縣が奨勵に努力しつゝ、ある無角改良和種は、其の眞價次第に認められ飼養地域年と共に擴大し、需要頓に起り供給之れに伴はざる現況とす。而して本縣に於ける昭和五年中の生産頭數は、六千九百七十二頭にして昭和四年中總種付牝牛數八千三百七十五頭に對し此れが生産歩合八十三%に相當す、今之を種類別に示せば左の如し。

畜牛生産頭數表

役肉用種	乳用種	合計	備考
------	-----	----	----

和種	改良和種	改良和種	計	エーアシホルスタイン種系	計	有角改良和種中ニハ朝鮮種牛ノ四〇四頭ヲ含ム
二八五	五、三四	七三五	六、三五五	三〇	六二六	
				二九六	六、九七二	

縣内種牡中の總頭數は、昭和五年六月現在百四十六頭にして、改良和種最多數を占め百二十一頭、ホルスタイン種十一頭、エーアシヤ種九頭、和種四頭、アバーデインアンカス種一頭とす。而して昭和五年中に於ける種付牝牛總頭數は八千七百五十一頭にして、前年の種付數に比し三百九十頭の増加を示せり。

畜牛の改良生産施設としては、役肉用、乳用たるを問はず從來優良種牝牛の貸付、拂下、優良種牝牛の委託、貸付を行ふ外、優良種牝牛の購入、優良産犢及優良種牝牛の保留を奨励すると共に昭和四年度以來堅實なる組織の下に、生産團體の發達を圖る爲準則を示し町村以内を區域とする牛馬生産組合の設置を奨め、此れが實現に付ては市町村當路者並に畜産關係者の會合を催し、市町村に産牛計畫を樹立せしめ以て積極的に改良増殖を圖り併せて共同利益の増進に努めつゝあり。

昭和四年度以降生産組合設置の狀況を示せば左の如し

一、設置年度別牛生産組合一覽

昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度 (六月十日迄)	計
三五組合	一一組合	七組合	七三組合

役肉用種牛の固定を圖る施設として、大正十二年以來防長種牛の体格審査標準を制定し同時に本縣畜産組合聯合會をして登録事業を行はしめ、相俱に其の普及に努めしが斯業の狀勢に鑑み從來の規定に根本的改訂を加へ、昭和五年一月現行の防長種牛標準体型及審査標準を定め、一面畜産組合聯合會の登録規程をも改正せしめ、積極的に之れが普及徹底を期すると同時に昭和六年度より畜産組合聯合會に對し登録獎勵費を交付し、本事業の進展に努めつゝあるを以て當業者に登録知識漸く普及徹底を見るに至れり。

○見島和牛に就て

本縣阿武郡見島村に産する和牛は本邦現存唯一の純和種牛にして學界の珍とせられ、去る昭和三年九月文部省より天然記念物の指定を受く、元來全村は萩町を距る西北海上二十五湊にある一孤島にして、島民は古來農用の爲め畜牛を飼養し、蕃殖採肥の外専ら耕耘運搬に利用し、畜力利用の普及せる事縣下第一と稱すべき地方なり。村内飼養牛は全部在來の和牛にして嘗て明治二十六年頃一時島根縣より種牝牛を入れ、改良を圖りしも産犢の體格

過大に流れ頑健性を失ひたると島の險峻なる地の使役に適せず、飼養管理に困難を感じたるを以て斷然之が系統を淘汰したる結果外國種の血液を雜ゆるものを一掃し今日に至る、而して同種は現今尙和種個有の特徴を繼續し體格倭小且つ晩熟にして、滿三歳にして漸く蕃殖年齢に達し滿七、八歳迄發育す、性質温良、強健にして粗食に耐へ體高は通常成牝牛は三尺八、九寸乃至四尺能く發育せるものも四尺一、二寸に過ぎず體重は八九十貫を普通とす、成牝牛は三尺六七寸乃至三尺七八寸、體重六、七十貫を普通とす而して前軀に比し後軀の發育不充分にして四肢短かし、目下同島に於ける頭數は五百五十餘頭年間の生産は凡そ二百六七十頭とす。

縣下和種牛の現在頭數は千百頭に達し、阿武、大津、豊浦郡方面に役用として使役せらる外廣島縣、岡山縣方面に需要せらる。

○ 役肉用種牛防長種標準體型 (昭和五年一月三十一日 山口縣告示第六十九號)

一、標準尺

生後三十月ニシテ完成期ニ入り、成熟シタルモノニ於テ體高牝ニ在リテハ百二十四寸(約四尺一寸)牡ニ在リテハ百三十三寸(約四尺四寸)ヲ目標トシ、其ノ體軀各部ノ比例ヲ定ムルコト左ノ如シ

測定部位	牝		牡	
	實尺	體高百ニ對スル比例	實尺	體高百ニ對スル比例
體高	一三四(四尺一〇)	一〇〇	一三三(四尺四〇)	一〇〇
體長	一五三(五、〇五)	一二三	一六七(五、五一)	一二五
胸深	六六(二、一八)	五三	七三(二、四一)	五五
胸幅	四七(一、五五)	三八	五一(一、六八)	三八
胸圍	一八二(六、〇一)	一四六	二〇五(六、七七)	一五四
腰角幅	五〇(一、六五)	四〇	五一(一、六八)	三八
腕幅	四七(一、五五)	三八	五一(一、六八)	三八
坐骨幅	三二(一、〇六)	二六	三三(一、〇九)	二五
尻長	五二(一、七二)	四二	五六(一、八五)	四二
管圍	一六(〇、五三)	一三	二〇(〇、六六)	一五

二、資質

性質温順、體質强健、被毛黒ニシテ柔軟密生スヘク、乳房部位ノ小白ハ之ヲ許ス、皮膚ハ彈力ニ富ミ觸感柔軟ナルヘク、肉體均等ニシテ弛緩スヘカラス

三、一般體型

品位ニ富ミ、牝牡夫々特有ノ性相ヲ呈シ、體積豊ニシテ伸暢スヘシ、前軀、中軀、後軀ハ均稱宜シク其ノ長サノ比ハ三、五、四ナルヘク、體軀相當ニ深クシテ長脚ナラス體上線及體下線ハ平直ナルヘシ

四、體各部

(イ) 頭

頭ハ體軀ニ比シ重大ナラス、額濶ク、顔幅適當ニシテ鼻梁隆長ナラス、鼻孔濶大、口廣ク、舌黒ク、顎強實、眼ハ清麗ニシテ温和ノ相ヲ呈シ、耳ハ中等ノ大サヲ有シ角ハ有角ノモノハ中等大ニシテ圓ク質緻密ニシテ色澤良好、無角ノモノハ角鞘ノ根跡ヲモ有スヘカラス

(ロ) 頸

頸ハ頭及前軀ヘノ移行良好ニシテ皮膚ニ適當ノ餘裕有リ、牝ニ在リテハ稍細長ナルヘク、牡ニ在リテハ頸峰發育シ適度ノ胸垂ヲ有スヘシ

(ハ) 前軀

肩適度ニ傾斜シ、鬐甲ハ適當ノ幅ヲ有シ弛緩セス、胸廣ク深ク且丸味ヲ帯ヒ、肩後及肘後充實シ、肩端ハ緊實ナルヘシ

(ニ) 中軀

背腰ノ接合宜シク背線平直ニシテ、背腰ハ適當ノ長サト幅トヲ有スヘシ、肋完全ニシテ良ク彎穹シ、腹部裕ニシテ力アル開張ヲ示シ、下膝部充實スヘシ

(ホ) 後軀

中軀ヨリノ移行宜シテ能ク肉ヲ以テ圓ク掩ハレ、十字部平滑ニシテ、腰角間廣カルヘキモ腰角ハ突出スヘカラス、薦骨隆起セズ尻ハ幅廣ク傾斜スヘカラス、股充實シ外腿ハ厚ク幅アルヘシ、尾ハ粗大ナラスシテ恰好ニ附着シ適當ノ長サヲ有シ正シク垂下スヘシ、牝ハ乳房ノ發育及乳頭ノ附着宜シク、牡ハ睪丸正狀ニシテ適當ニ垂下スヘシ

(ヘ) 肢蹄

四肢ハ筋腱良ク發育シ、關節強實、肢勢正シク、蹄ハ黒色ニシテ厚ク且緻密堅牢良形ナルヘク、歩様正調步履確實ナルヘシ

備考

- 一、前軀ノ長サハ肩端及肩胛後縁ヲ通過スル垂直線間距離
 - 一、中軀ノ長サハ肩胛後縁及腰角直前ヲ通過スル垂直線間距離
 - 一、後軀ノ長サハ腰角前縁及坐骨端ヲ通過スル垂直線間距離
 - 一、體高ハ髻甲頂點ヨリ地上ニ至ル垂直線距離
 - 一、體長ハ肩端ヨリ坐骨端ニ至ル直線距離
 - 一、胸深ハ髻甲頂點ヨリ胸骨下縁ニ至ル垂直線距離
 - 一、胸幅ハ胸圍測定部位ノ肋側最廣部ニ於ケル左右間ノ直線距離
 - 一、胸圍ハ肩胛後縁ニ於ケル周尺
 - 一、腰角幅ハ左右腰角間ノ直線距離
 - 一、腕幅ハ左右腕關節外側間ノ直線距離
 - 一、坐骨幅ハ左右坐骨外側間ノ直線距離
 - 一、尻長ハ腰角前縁ヨリ坐骨後端ニ至ル直線距離
 - 一、管圍ハ前肢管中央部ニ於ケル最細部ノ周尺
 - 一、軀各部ノ實尺中括弧内ハ尺換算度ヲ示ス
- 役肉用種牛防長種審査標準

頭	資質	區分部位	說明	點數
耳、角	顏面	耳、角	性質溫順、體質強健、被毛、纖細柔軟ニシテ密生スヘク黒色ニシテ微ニ褐色ヲ帶フルヲ良シトシ乳房部位ノ小白ハ之ヲ許ス、面旋及背旋ノ形狀位置宜シク、皮膚ハ彈力ニ富ミ觸感柔軟、肉付均等ニシテ緊實セルモノ	牝 10 牡 10
	一般體型		牝牡夫々特有ノ品位ヲ有シ體各部均稱ヲ得、前軀、中軀、後軀ノ長サハ約三、五、四ノ割合ヲ保チ體積豊ニシテ深ク且伸暢シ、長脚ナラス、體上線及體下線ハ平直ナルモノ	10
			額ハ濶ク、額幅適當、鼻梁隆長ナラス、鼻孔濶大、顎強實、眼ハ清麗ニシテ溫和ノ相ヲ呈スルモノ	49
			耳ハ中等大、角ハ有角ノモノハ角質緻密ニシテ	3
				3

頸		前軀		中軀	
口、舌	頸	肩	胸	肋、腹	
色澤良好中等大ニシテ圓ク、無角ノモノハ角鞘ヲ有セサルモノ	頭及前軀ヘノ移行宜シク、皮膚ニ適度ノ餘裕アリ、長サ及幅適度ニシテ牝ニ在リテハ優美牡ニ在リテハ頸峰ノ形狀宜シク胸垂適度ニ發達セルモノ	適度ニ傾斜、緊リ良ク鬐甲ハ適當ノ幅ヲ有シ、肩端ハ緊實ナルモノ	廣ク、深ク、且丸味ヲ帶ヒ肩後及肘後充實セルモノ	肋骨ハ後外方ニ穹窿開張シ、肋間廣ク畸形ナク、	
二	三	三	七	七	一四
二	三	三	七	七	一四

後軀					
背、腰	十字部及腰角	腕部	尻	臀	腿、尾部
腹部裕ニシテ力アル開張ヲ示シ、下膝部充實セルモノ	背線ハ平直ニシテ、背腰ノ接合宜シク、適當ノ長さト幅トヲ有シ、腰強キモノ	腕ノ位置宜シク、幅廣キモノ	幅廣ク長ク、傾斜少ナク、薦骨隆起セサルモノ	臀端幅廣ク、充實セルモノ	腿充實シ、外腿ハ厚ク幅アルモノ
七	三一	四	六	四	五
七	三〇	四	六	四	五

計	歩肢蹄及			
	乳房	陰包皮	肢蹄	步樣
	シク垂下セルモノ 牝ノ乳房ハ發育ヨク、乳頭ヘ形狀適度ニシテ附 着良好、柔軟ナルモノ 陰囊適度ニ垂下シ、睪丸正狀ニシテ包皮弛緩セ サルモノ	四 一 一	七 〇 一	三 七 一
	四肢ハ筋腱良ク發育シ、關節強實、肢勢正シク、 蹄ハ黑色正形ニシテ厚ク質緻密堅牢ナルモノ 步樣正調步履確實ナルモノ	四 一 一	七 〇 一	三 七 一
100100		四 一 一	七 〇 一	三 七 一

○役肉用種牛防長種登錄規程

(昭和五、二、二四制定)

第一條 本會ハ本縣農家ノ飼育ニ適スル役肉用種牛ノ造成、固定ヲ圖リ且其ノ能力ヲ増進セムガ爲本規程ニ依リ縣内ニ生産セル牛ノ登錄ヲ行フ

第二條 登錄ヲ分チテ豫備登錄及本登錄ノ二種トシ血統及体格ヲ同時ニ登錄スルモノトス

本登錄ヲ受ケタル牛ヲ防長種ト稱ス

第三條 前條ノ登錄ヲ行フヘキ準備並調査材料ニ資スル爲本會ハ登錄補助簿及登錄補助簿附屬牘牛簿ヲ備ヘ本會所屬畜産組合ニ委託シ左ノ各號ニ依リ之ヲ登載ス

一、登錄補助簿

本簿ニハ本會所屬畜産組合ノ組合員飼養牛ニシテ蕃殖年齢ニ達シタルモノハ有角ナルト無角ナルトニ間ハズ検査ノ上体格優良、體質強健惡疾ナク、性質柔順ニシテ改良ノ基礎又ハ材料トシテ適當ナリト認メタルモノヲ登載ス

二、登錄補助簿附屬牘牛簿

本簿ニハ登錄補助簿ニ登載シタル牛ノ生産シタル牘ヲ全部登載ス

第四條 豫備登錄ヲ受ケヘキ牛ハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一、血統

- (一) 登錄補助簿ニ登載シタル牛ノ間ニ生産シタルモノ
- (二) 豫備登錄牛ト登錄補助簿ニ登載シタル牛トノ間ニ生産シタルモノ
- (三) 本登錄牛ト登錄補助簿ニ登載シタル牛トノ間ニ生産シタルモノ
- (四) 豫備登錄牛ノ間ニ生産シタルモノ

(五) 本登録牛ト豫備登録牛トノ間ニ生産シタルモノ
(六) 本登録牛ノ間ニ生産シタルモノ

二、年齢及評點

(一) 牝牛ハ生後十八月以上ニシテ役肉用種牛防長種審査標準ニ依リ七十五點以上ノ得點アルモノ

(二) 牝牛ハ生後十八月以上ニシテ役肉用種牛防長種審査標準ニ依リ八十點以上ノ得點アルモノ

第五條 本登録ヲ受クヘキ牛ハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一、血統

(一) 父母、祖父母ニ溯リテ何レモ豫備登録牛タルモノ

(二) 本登録牛ト豫備登録牛(本牛ノ兩親モ豫備登録牛タルコトヲ要ス)トノ間ニ生産シタルモノ

(三) 本登録牛ノ間ニ生産シタルモノ

二、年齢及評點

(一) 牝牛ハ生後二十月以上ニシテ役肉用種牛防長種審査標準ニ依リ八十點以上ノ得點

アルモノ

(二) 牝牛ハ生後二十月以上ニシテ役肉用種牛防長種審査標準ニ依リ八十五點以上ノ得點アルモノ

第六條 登録ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ノ請求書ヲ本會ニ提出スベシ

第七條 登録ノ請求アリタルトキハ本會ハ審査員ヲシテ實地審査ヲ行ハシメ合格シタル牛

ハ其ノ種別ニ據リ豫備登録簿又ハ本登録簿ニ登録ス

第八條 登録シタル牛ニハ左ノ雛形ニ依リ左耳又ハ右耳ニ耳標ヲ附シ其ノ所有者ニハ第二號様式ノ登録證明書ヲ交付ス

一、豫備登録牛左耳

牝用

(表)



牡用

右ニ同ジ

(裏)



長サ一寸二分 幅サ三分

右ニ同ジ

二、本登録牛右耳

牝用

(表)



右ニ同ジ

(裏)



右ニ同ジ

右ニ同ジ

第九條 登録牛ニハ同一名號ヲ用フルコトヲ得ス

第十條 登録牛牝ヲ生産シタルトキハ其ノ所有者ハ第三號様式ニ依リ十五日以内ニ本會ニ届出ツヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ本會ハ當該登録牛ノ屬スル登録簿附屬牝牛簿ニ登載スルモノトス

第一項ノ届出事項ニ變更アリタルトキハ所有者ハ其ノ都度事由ヲ具シ本會ニ届出ツヘシ
第十一條 登録牛ハ縣外ニ移出スルコトヲ得ス但シ豫メ本會ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 登録牛ノ所有權ヲ移轉シタルトキハ第四號様式ノ請求書ニ登録證明書ヲ添へ本會ニ提出スヘシ

第十三條 登録證明書ヲ汚損シ又ハ紛失シタルトキハソノ書換又ハ再交付ヲ本會ニ請求スヘシ但シ紛失ノ場合ニアリテハ請求書ニソノ事由ヲ詳記スヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ本會ハ調査ノ上「再」ノ字ヲ記入シタル證明書ヲ交付ス此ノ場合ニ在リテハ原證明書ハ其ノ効力ヲ失フモノトス

第十四條 登録牛斃死シ又ハ之ヲ屠殺シ若ハ殺處分ヲ受ケタルトキハ其ノ所有者ハ事由ヲ具シ十五日以内ニ登録證明書ヲ本會ニ返納スヘシ

第十五條 登録料及手数料ノ額ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、豫備登録料 一頭ニ付 一圓
- 一、本登録料 一頭ニ付 三圓
- 一、證明書ノ書換又ハ移動證明手数料 一件ニ付 五十錢
- 一、證明書再交付手数料 一件ニ付 五十錢

前項手数料ハ請求書ト同時ニ登録料ハ審査決定後直ニ本會ニ納付スヘシ
第十六條 本規程ニ依リ登録シタル事項及其ノ異動ハ本會發行ノ「防長之畜産」ニ隨時掲載廣告ス

第十七條 登録ニ關シ虚偽又ハ不正ノ所爲アリタルトキハソノ登録ハ之ヲ取消シ且登録證
 明書ノ返納ヲ命スルモノトス
 前項ノ場合ニ在リテハ既ニ納付シタル登録料又ハ手数料ハ之ヲ返還セス
 第十八條 本規程ニ依リ本會ニ提出スヘキ書類ハ所屬畜産組合ヲ經由スヘシ

附一則

第十五條ノ規程ノ登録料ハ當分ノ内其ノ半額ヲ徵收ス
 本規程ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

豫備(本)登録請求書

- 一、名 姓 號 何々號
- 一、性 何々
- 一、生年月日 何年何月何日
- 一、毛色及特徴 何毛何々
- 一、産地 何郡何町何村
- 一、生産者 何郡何町何村 大字何々何番地 何々

一、血統



何郡何町 大字何々何番地
 何市何村 氏

名 印
 三三

山口縣畜産組合聯合會長宛
第二號様式

(表)

豫(本)第號	豫備(本)登録證明書	種名	性類	生年月日	毛色及特徵	生産地	生産者	所有者
		號						

右本會役員用種牛防長種登録規程ニ依リ登録ス仍テ之ヲ證ス

山口縣畜産組合聯合會

年 月 日

(裏)

血統	母	父	移動年月日	移動證明年月日	讓受人	讓渡人	證印
	(登録種番號)豫本第號	(登録種番號)豫本第號					
	祖母	祖父					
	(登録種番號)豫本第號	(登録種番號)豫本第號					

第三號様式

積牛生産届

一、名 號 何々號

一、性 何々號

一、生年月日 何年何月何日

一、毛色及特徵 何毛何々

一、産地 何市何町

一、生産者 何市何町 大字何々何番地

何

一、血統

父 何 種 何々號 (登録補助)

母 何 種 何々號 (登録補助)



右生産致候ニ付豫備登録(本登録)附屬牘牛簿ニ登載相受度此段及御届候也

年 月 日

何郡何町大字何々何番地

氏

名 印

山口縣畜産組合聯合會長宛

第四號様式

移動證明請求書

一、名 號 何々號

一、豫備登録(本登録)第何號

右ハ何年何月何日讓渡致候ニ付移動證明相成度登録證明書相添へ此段及請求候也

年 月 日

何郡何町大字何々番地

讓渡人

氏

名 印

何郡何町大字何々何番地

讓受人

氏

名 印

山口縣畜産組合聯合會長宛

○ 何郡市何町村畜牛(馬匹)生産組合同規約準則

(昭和四年二月二十六日山口縣告示第一六八號)

第一章 總 則

第一條 本組合ハ畜牛(馬匹)ノ改良増殖ヲ圖リ組合同員共同ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

- 一、種牡畜ノ設置及種付
- 二、系統登録
- 三、蕃殖基礎牝畜並優良仔畜ノ保留獎勵
- 四、生産仔畜ノ共同販賣並飼料其他必要ナル物品ノ共同購入
- 五、品評會、批評會ノ開催
- 六、講習會、講話會及懇談會ノ開催
- 七、畜舎ノ改造獎勵
- 八、共同放牧場又ハ運動場ノ設置
- 九、種牝畜購入資金ノ融通
- 一〇、組合同員相互共濟
- 一一、飼料作物ノ栽培埋草及乾草ノ調製獎勵

一二、種畜經濟調査

- 一三、其ノ他畜牛(馬匹)ノ生産改良ヲ圖ル爲必要ナル事項
- 第三條 本組合ハ何郡市何町村何畜牛(馬匹)生産組合ト稱ス
- 第四條 本組合ノ區域ハ何郡市何町村トス
- 第五條 本組合ノ事務所ハ何郡市何町村大字何番地ニ置ク
- 第六條 本組合ハ組合區域内ニ於テ種牛(種馬)ヲ所有シ生産ニ從事スル同志ヲ以テ組織ス
- 第七條 本規約ニ於テ種畜ト稱スルハ蕃殖用ニ供シ又ハ供セムトスル牛(馬)ヲ謂フ

第二章 事業

- 第八條 本組合ノ事業執行ニ當リテハ本部(市)畜産組合及本縣畜産組合聯合會ト連絡提携ヲ保ツモノトス
- 第九條 組合員ノ種畜ハ本縣ノ産牛(産馬)方針ニ基キ役肉用種牛防長種造成(少格晩馬改良生産)ノ目的ニ合致スルモノヲ選擇スルモノトス
- 第十條 蕃殖基礎牝畜並優良仔畜ハ本組合内ニ保留スルモノトス
- 保留スヘキ種畜ハ本部(市)畜産組合ト共同調査シ協議ノ上決定ス
- 第十一條 組合員ニ於テ種畜ヲ購入又ハ販賣セムトスルトキハ豫メ組合長ニ申出承認ヲ受クヘシ
- 前項ノ場合ニ在リテハ評價員ノ評價ヲ受クヘシ
- 第十二條 組合員ニ於テ新ニ種畜ヲ取得シ又ハ仔畜ヲ生産シタルトキハ七日以内ニ種類、名號、生年月日、毛色、特徴血統、産地及體高ヲ組合長ニ届出ツヘシ
- 第十三條 組合員ノ生産シタル仔畜ハ組合長ノ定メタル市場ニ於テ鬻賣ニ附スルモノトス
- 第十四條 本組合ハ一年二回以上組合員所有ノ種畜及生産仔畜ヲ集合シ批評研究會ヲ開キ生産増殖ニ關スル知識技能ノ

増進ヲ圖ルモノトス

第十五條 組合員所有ノ種畜ニシテ斃死又ハ痲疾ニ罹リタルトキハ組合員相互ニ之ヲ共濟シ斃死シタル場合ニ在リテハ組合員共同シテ屍體ノ處置ヲ爲スモノトス

第十六條 本組合員ハ第一條ノ目的ヲ遂行スル爲左記事項ヲ必行スルモノトス

- 一、人畜慈愛平等ノ精神ニ基キ常ニ愛護ノ念ヲ以テ飼育管理ニ當ルコト
- 二、毎年一回仔畜ノ生産
- 三、蕃殖基礎牝畜並優良仔畜ノ保留
- 四、毎日一回種畜及仔畜ノ皮膚梳拭及舍外運動ノ勵行
- 五、護蹄削蹄ノ勵行
- 六、畜舎ヲ衛生的ニ改善スルコト
- 七、家畜ハ市場販賣ノ勵行
- 八、飼料作物栽培、埋草乾草ノ調製
- 九、仔畜ノ生産又ハ種畜ニ移動ヲ生シタル場合ハ届出ノ勵行
- 一〇、會合ニ皆出席ノ勵行

第十七條 本組合ノ事業執行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 組織

- 第十八條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一 組合長 一名
- 二 組合副長 一名

三 評議員

組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ管理ス
組合副長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ又ハ業務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス
第十九條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選舉ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第二十條 役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選舉シ其ノ選任又ハ解任ハ總會ニ於テ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第二十一條 役員ハ名譽職トス但シ總會ノ議決ヲ經テ報酬ヲ支給スルコトヲ得

第二十二條 本組合ニハ總會ノ議決ヲ經テ顧問ヲ置クコトヲ得

第二十三條 本組合ニ左ノ職員ヲ置キ組合長之ヲ任免又ハ囑託ス但シ評議員ノ任免ニ付テハ總會ノ議決ヲ經ヘシ

一 幹事 一名

二 技術員 何名

三 書記 何名

四 評議員 何名

幹事ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ組合事務ヲ處理ス

技術員ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

書記ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ノ事務ニ従事ス

評議員ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ評價ニ従事ス

第四章 會議

第二十四條 本組合ニ總會及役員會ヲ置ク

總會ハ總組合員ヲ以テ之ヲ組織シ役員會ハ役員ヲ以テ之ヲ組織ス

總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年二月之ヲ開キ臨時總會ハ隨時之ヲ開ク

役員會ハ組合長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ役員ノ二分ノ一以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第二十五條 會議ノ議長ハ組合長之ニ當ル

會議ノ議事ハ總會ニ在リテハ出席組合員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ役員會ニ在リテハ役員ノ半数以上出席シ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

但シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十六條 左ニ掲ケル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス

- 一、經費豫算、分賦收入方法並事業計畫
- 二、經費決算、並事業報告ノ承認
- 三、借入金並其ノ方法及償還ノ方法
- 四、基金ノ造成、管理及處分
- 五、規約ノ變更
- 六、組合員ノ除名
- 七、評價員ノ任免
- 八、其ノ他重要ナル事項

第二十七條 役員會ハ總會ノ委任ヲ受ケテ左ノ事項ヲ議決ス

一、細則ノ制定並變更

二、其ノ他總會ニ於テ委任シタル事項

第五章 會 計

第二十八條 本組合ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十九條 本組合ノ經費ハ總會ノ議決ニ依リ組合員之ヲ負擔ス

第三十條 本組合ハ組合ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル爲基金トシテ組合員ヨリ毎年三十錢ノ積立金ヲ徵收スルノ外毎年度經費決算ノ結果生シタル剰餘金ハ十分ノ一以上ヲ基金トシテ積立ツルモノトス

基金ハ天災地變其ノ他己ムヲ得サル理由アルニ非サレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第三十一條 金錢ハ總會ノ議決ヲ經タル銀行信用組合又ハ郵便局ニ預入ルルモノトス

第六章 加入 脱退

第三十二條 新ニ組合ニ加入セムトスル者ハ組合長ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

組合長前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ役員ニ諮リ許否ヲ決定スヘシ

第三十三條 組合員己ムヲ得サル事情ニ由リ本組合ヲ脱退 ムトスルトキハ組合長ノ承認ヲ受クヘシ

此ノ場合既納ノ負擔金ハ之ヲ返還セサルモノトス

第三十四條 組合員ニシテ本組合同約ヲ無視シ又ハ事業ノ執行ヲ妨クル行爲アル者ハ總會ノ議決ヲ經テ除名ス

第七章 解散合併及分割

第三十五條 本組合ノ解散合併又ハ分割ハ總會ニ於テ組合員三分ノ二以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第三十六條 本組合解散シタルトキハ組合長其ノ精算人トナル

【二】 肥 育

本縣の當業者は畜牛を愛撫し肥臘するの習慣あり、此の習慣あるが爲めに夙に本縣肉牛は所謂防長肥牛として名聲を博するに至れり、縣に於ては此の長所を利用して倍々肥育奨励の結果肥育技術年と共に向上し、肉牛の生産頭數も年々増加の趨勢にありて、肥育供用牛の如きは縣内生畜牛のみにては著しく不足を感じ、年々縣外の供給を仰ぐの現況にあり而して本縣に於ける肥育業は、各郡市共多少肥育を行はざる所なしと雖、就中主要肥育地方は玖珂、熊毛、都濃、豊浦諸郡の汽車沿線一帯、吉敷郡北部、美禰郡中西部、阿武郡南部等とす。

豊浦郡の肉牛は朝鮮牛大部分を占め、都濃郡のものは改良和種最も多く、其の他の諸郡市のものには改良和種六―七割、朝鮮種三―四割程度とす。

今昭和五年中に於ける肥育頭數を見るに、一萬三千五百四頭にして之を種類別とすれば改良和種七千八十七頭、朝鮮種六千三百三十一頭、其の他八十六頭とす。此の外特に肥育を加へざる相當肥胖せるもの等を縣内にて屠殺し或は縣外に移出するもの亦少からず。

昭和五年中の縣内屠殺牛は四千九百五十八頭にて、之が價額五十五萬七千九百三十一圓な

り、而して縣外移出頭數は一萬一千六百七十五頭にて之か價額は實に百九十一萬五千百九十五圓に達す。即ち本縣に於て同年中縣内外に於て供給したるものは一萬六千六百三十三頭にして、此の價額二百四十七萬三千二百二十六圓なりとす。

今昭和二年以來の縣外移出地別肉牛頭數を表示すれば左の如し

仕向地	年次					備考
	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	備	
東京	四、三六一	四、五五三	四、三九九	三、八三六	東京向ハ品質最モ良	
横濱	一、五四九	八三四	一、〇六〇	四四〇	品質東京向ニ次キ	
京都	一、九二六	六五九	六〇四	七〇一	良	
大阪	一、八七四	三、六三〇	四、三七五	三、八二九	中等品多シ	
廣島	一、五五六	二、二四六	二、一六八	二、八六九	牝牛多數ヲ占ム	
其他	二三五	一九四	二四五	—	神戸尾道小田原仕向ノモノ	
合計	九、九八三	二一、二一六	二二、八四二	一一、六七五		
價額	二、二八三、八八〇 <small>円</small>	二、五四〇、三六九 <small>円</small>	二、二四七、二八五 <small>円</small>	一、九二五、一九五 <small>円</small>		
平均一頭ノ價格及指數	二二八、八	二〇九、六	一六六、四	一六四、三		
	(100、)	(九一、六)	(七二、七)	(七〇、七)		

本縣産の肉牛を性別に考察すれば、牝大部分にして約七割強を占め、牡又閣は三割弱とす更に之を内譯すれば縣内に於て屠殺せらるゝものは牝三割四分に對し牡又は閣は六割六分なるも、縣外移出のものは牝八割強に對し牡又は閣は二割弱なり。而して縣外移出中廣島市に仕向くるものは大半牡にして其の他は殆んど牝なり。

縣は農村の現況に鑑み農家の經濟を緩和し生産の安定を期する方策として、昭和二年副業奨励計畫を樹立し、十年後一ヶ年四萬頭の肥育牛を造産せしむる目標の下に奨励に努め、就中肥育業の團体的發達を圖る爲準則を設け町村以内を區域とする肥育組合の設置を奨励したる結果續々新設を見今や總計三十七組合を算し年と共に斯業の發達を見るに至れり。

尙一面本縣畜産組合聯合會は、昭和二年より肉牛取引改善の爲、販賣斡旋事業を開始し、又肥育委託試験を行ひ當業者の肥育技術の向上を圖り相俟つて肉牛の生産販賣上に舊態を改め當業者の利益著しく増加するを得たり。

昭和二年以來全會の實施したる肉牛販賣斡旋成績左の如し

昭和二年度	肉牛販賣斡旋成績			
	販賣斡旋頭數	價額	一頭平均價格	全上指數
	三九二	九九、九四二 <small>円</small>	二五五、〇	100、0

昭和三年度	二九〇	七三、四四三	二五三、二	九九、五
昭和四年度	六六三	一七二、六四六	二五八、九	一〇一、一
昭和五年度	六九七	一五〇、〇六六	二二五、三	八四、四

次に昭和五年中に於ける生牛肉の消費状況を見るに、縣内屠殺に依る牛肉の総量は十六萬八千八百三十七貫匁にして、同年中の輸移入生牛肉總量は十二萬三百七十一貫匁なり。即ち輸移入牛肉は縣内屠殺肉量の七一%に當る、尤も一度本縣に入りたる上直に北九州地方に移出せらるゝもの約三割ある見込なるも正確なる數字を得難し、今之を表示すれば左の如し

昭和五年中の縣内生牛肉消費量

種別	縣内屠殺		全上肉量		輸移入生牛肉量		移出牛肉量	差引縣内消費量	本縣一年消費量
	牝	計	牝	計	輸入	移入			
成牛	一、六八九三	〇、三四四	七三、五六〇	二一、六二〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇
積	二八	二〇七	四三五	二、三三					
計	一、七二七三	二、四一四	七四、〇九五	二二、九五三	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇

○ 何郡何町村何畜牛肥育組合規約準則

(昭和二年七月山口縣告示第四百六十七號)

- 第一條 本組合ハ畜牛肥育ノ改良發達ヲ圖リ併テ販賣及購買ノ圓滑ヲ期シ組合員共同ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本組合ハ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、肉牛ノ品質統一
 - 二、肉牛ノ共同販賣及肥育兼牛ノ共同購入
 - 三、飼料及肥育ニ必要ナル物品ノ共同購入並製配付
 - 四、肥育ニ關スル試驗
 - 五、肥育舎ノ改造
 - 六、批評會、講習會及講話會ノ開設
 - 七、共濟
 - 八、其ノ他肥育ノ改良發達ヲ圖ルニ必要ナル事項
- 第三條 本組合ハ何郡何町村何畜牛肥育組合ト稱ス
- 第四條 本組合ノ區域ハ何郡何町村大字何トス
- 第五條 本組合ノ事務所ハ何郡何町村大字何番地ニ置ク
- 第六條 本組合ハ組合區域内ニ於テ畜牛ヲ所有シ肥育ニ從事スル同志ヲ以テ組織ス
- 第七條 本組合ノ事務執行ニ當リテハ本部産牛畜産組合及本縣畜産組合聯合會ト連絡提携ヲ保ツモノトス
- 第八條 組合員ノ肥育ニ供スル畜牛ハ改良和種ノ牝又ハ闊トス但シ特別ノ事情ニ依リ組合長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 肉牛ノ販賣及素牛ノ購入ハ期日ヲ定メ共同のニ行フモノトス但シ特別ノ事情ニ依リ組合長ノ承認ヲ經タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項肉牛ノ販賣ニ付テハ本部産牛畜産組合ヲ經テ本縣畜産組合聯合會ニ幹旋ヲ委嘱スルモノトス

第十條 組合員肉牛ヲ販賣シタルトキハ十日以内ニ左記様式ニ依ル成績報告書ヲ組合長ニ提出スベシ

第十一條 本組合ハ毎月一回以上期日及場所ヲ定メ組合員ノ肥育牛ヲ集合シ検査秤量シ併テ批評會ヲ開キ肥育技術ノ競進ヲ爲スモノトス

第十二條 組合員ノ畜牛ニシテ弊死シ又ハ廢役ニ陥リタルトキハ之ヲ共済シ其ノ屍體ハ組合員共同シテ處置ヲ爲スモノトス

第十三條 本組合ノ事業執行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 組合長 一人
- 二 組合副長 一人
- 三 評議員 何人

組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ管理ス

組合副長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ又ハ業務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

第十五條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

補缺選舉ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十六條 役員ハ任期満了後ト雖後任者ノ就職スル迄ハ仍其ノ職務ヲ行フモノトス

役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選舉シ其ノ選任又ハ解任ハ總會ニ於テ組合員半数以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第十七條 役員ハ名譽職トス但シ總會ノ議決ヲ經テ報酬ヲ支給スルコトヲ得

第十八條 組合長ハ總會ノ議決ヲ經テ顧問ヲ推載スルコトヲ得

第十九條 本組合ニ左ノ職員ヲ置キ組合長之ヲ任免ス

- 一 幹事 一人
- 二 技術員 何人
- 三 書記 何人
- 四 評價人 何人

幹事ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ組合事務ヲ處理ス

技術員ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

書記ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ノ事務ニ従事ス

評價人ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ畜牛ノ評價ニ従事ス

組合長評價人ヲ任免セムトスルトキハ評議員ニ諮問スベシ

第二十條 本組合ニ總會ヲ置ク

總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年二月之ヲ開キ臨時總會ハ隨時之ヲ開ク

第二十一條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル

總會ノ議事ハ組合員半数以上出席シ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス但シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十二條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス

一、經費豫算並分賦收入方法及事業計畫

二、經費決算並事業報告ノ承認

三、借入金

四、基金ノ造成、管理及處分

五、規約ノ變更

六、組合員ノ除名

七、事業執行ニ關スル細則ノ制定

八、其ノ他重要ナル事項

第二十三條 本組合ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十四條 本組合ノ經費ハ總會ノ議決ニ依リ組合員之ヲ負擔ス

第二十五條 毎年度經費決算ノ結果生ジタル剩餘金ハ十分ノ一以上ヲ基金トシテ積立ツルモノトス

基金ハ天災地變其ノ他已ムヲ得ザル理由アルニ非ザレバ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第二十六條 金錢ハ總會ノ議決ヲ經タル銀行、信用組合、又ハ郵便局ニ預入ルルモノトス

第二十七條 新ニ本組合ニ加入セントスル者ハ組合長ニ申出テ承認ヲ受クベシ

第二十八條 組合員已ムヲ得ザル事情ニ由リ本組合ヲ脱退セムトスルトキハ組合長ノ承認ヲ受クベシ

第二十九條 組合員ニシテ本組合規約ヲ無視シ又ハ事業ノ執行ヲ妨グル行爲アル者ハ總會ノ決議ヲ經テ除名ス

第三十條 本組合ノ解散合併又ハ分割ハ總會ニ於テ組合員三分ノ一以上出席シ出席者三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第三十一條 本組合解散シタルトキハ組合長其ノ清算人トナル

様式

肉牛販賣成績報告

一、販賣シタル肉牛

系統及 種類	性	年齢	毛色	産地	體高	胸圍	體重	肥育期間 始育開肥育終 了當時了當時 始育開肥育終 了當時了當時 始育開肥育終 了當時了當時	販賣方法及販賣先

二、收支決算

收入

一金 内 譯

素牛購買代金

飼料費

雜費

支 出

一金 内 譯

肉牛販賣代金

廠肥見積代金

五二

差引純益(不足)金
三、所感
右及報告候也

年月日

組合員氏名

組合長宛

記載例

- 一、飼料費ノ部ニハ飼料ノ種別毎ニ數量及價格ヲ記入スベシ
- 一、雜費ノ部ニハ敷薬ノ數量及價格、薪炭費、醫療費、購入及販賣雜費ヲ記入スベシ
- 一、廠肥見積代金ノ部ニハ生産量ヲ附記スベシ
- 一、所感ノ部ニハ素牛、肥育、販賣ニ區別シ記入スルモノトス

【三】 牛乳及乳製品

昭和五年末現在に於ける本縣乳牛數は七百六頭に於て、年内の搾取總量約六千石に達し其の價額三十五萬八千六百三十一圓なり。今之を表示すれば左の如し。

累年乳牛頭數對搾取成績表

年次	搾乳場	頭數	搾乳量	價額
大正十年	一二九	五三二	四、六三四	三三六、二一六
同 十一年	二四〇	六一三	五、〇〇三	三三九、五九四
同 十二年	二七一	六五二	五、四〇九	三三三、二〇三
同 十三年	(二三五)	(二四七)	(一、六七)	(三、〇五)
同 十三年	二七三	六四五	五、五八九	三六六、七〇七
同 十四年	(二三二)	(二四八)	(一、四八)	(三、七五)
同 十四年	二七四	六六四	五、一四〇	三三一、一二〇
同 十五年	(二三七)	(二四七)	(一、五三)	(三、六八)
同 十五年	一九八	六二六	四、八三三	三二一、五四二
昭和元年	(一五三)	(三三六)	(一、五八)	(三、三三)
同 二年	二一七	七三七	五、三四二	三三三、五〇八
同 三年	(七一)	(二四)	(一、七五)	(三、〇八)
同 三年	二一八	七二〇	五、五三一	三六一、九二四
同 四年	(七一)	(三〇)	(一、五四)	(三、五三)
同 四年	二二二	七三二	六、二四六	三六六、〇八六
同 五年	(七〇)	(二〇九)	(一、五九)	(四、〇三)
同 五年	二一六	七〇六	五、九九八	三五八、六三一
同 五年	(六九)	(二七〇)	(一、五三)	(三、五七)

(一)ハ農家共同搾取所關係ヲ示ス

是等生乳は總て縣内に於て自給自足する狀況にして、一人當り一年の消費量は僅かに五合三勺に過ぎず、乳牛の品質は特に優良のもの少く就中專業者のものは概して能力劣等を免れず、農家の飼養するものは玖珂郡、美禰郡に在りては、エアシャー種系、吉敷郡に在りてはホルスタイン種系に屬し、多年改良に意を用ひたる結果前者に比し概して品質優良なり。而して農家に於て共同搾取所を設け餘乳を利用するは玖珂、吉敷、美禰の三郡にして、是等は畜産組合の經營に依り或は産業組合法に依る牛乳販賣組合を組織し、餘乳の利用を圖るものにして少量の地方販賣のもの以外は縣下下關、宇部、山口市及柳井町等の搾乳業者又は小賣業者に卸賣し、其の需要の如何に依り殘乳を生せばバター製造をなすものあり。

本縣に於ては一時煉乳の製造を見たりしも、大正十五年以來之を中止したる爲、現在に於ては殘乳を以て製造する少量のバター及牛乳利用飲料水を見るに過ぎず。バターの販路は縣内及廣島市、大阪市等なりと雖産額少なき爲却つて販賣に困難を感じつゝ、あり。今大正十年以降の乳製品の産額を表示すれば左の如し

年次	煉乳		バター		其ノ他		計	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格

大正十年	二、七四〇	九、三〇〇	七、七四四	七、九二七			三〇、四二八	一七、一四七
同 十一年	七、〇九六	二、九八六	一、五六四	一、九四四			八、六六〇	四、九三〇
同 十二年	一、四〇〇	八四〇	一、六六三	二、五七二			三、〇六三	三、四二二
同 十三年	一、四〇〇	八四〇	一、五〇〇	二、三三五			二、九〇〇	三、一六五
同 十四年	一、二〇〇	七二〇	一、六一〇	二、四三二			二、八二〇	三、一五二
同 十五年			三九〇	五四九			三九〇	五四九
昭和 一二年			四、三〇〇	四、二八〇	一、五〇〇	八二〇	五、七二〇	五、〇九〇
同 三年			三、六八〇	三、六八〇			三、六八〇	三、六八〇
同 四年			四、〇〇六	四、〇五〇	一〇〇	二二〇	四、一〇六	四、一七〇
同 五年			三、〇一七	二、九七六			三、〇一七	二、九七六

【第二節】馬匹の現況

馬匹は縣下各郡市に飼育せられ、昭和五年末現在馬の飼養戸數千六百四十七戸、其の頭數一萬七千十八頭、此れが生産は八十一頭とす。就中佐波郡以西の諸郡市にして、山陽本線を中心とする地方農家には、古來馬匹の飼養旺にして輓曳農耕に利用し、或は幼駒を育成

して毎年廣島、島根、兵庫、岡山等の諸縣に移出をなし、利益を圖りつゝ、ありと雖、由來縣内産馬少數の爲、毎年九州、東北、北海道より多數の移入を見るの状況にして、毎年去勢頭敷のみにても殆んど千頭に達するの現況にあり。今昭和四、五年に於ける馬の移出入概況を示せば左の如し

馬の移出入頭數

移入先	移入		移出先	移出	
	昭和四年	昭和五年		昭和四年	昭和五年
北海道	七四三	五六四	兵庫縣	四三九	四二四
福岡縣	一六〇	七六八	岡山縣	四一九	一五三
鹿兒島縣	七五三	二五八	島根縣	二七七	二〇二
宮崎縣	二四九	一六三	岐阜縣	二五二	六
大分縣	—	一四二	廣島縣	二四五	三六一
熊本縣	—	五	大阪府	一八四	八四
廣島縣	—	二七	鳥取縣	七〇	—
青森縣	—	—	福岡縣	四五	五七

長崎縣	六〇	—	大分縣	三〇	—
朝鮮	七	—	朝鮮	八	—
計	二、七六六	一、九三三	計	一、九六九	一、三三三

茲を以て縣は益々飼育の經濟化を圖り或は利用の増進を奨むると共に、一面飼育地方に新に産馬を奨励し以て自給自足の方途を講じ、農家經濟の緩和を圖るを以て最も緊切なりとし、大正九年以來主務省の方針に従ひ、小格輓馬の生産に意を注ぎ、國有種牡馬を借受け種畜場に繋養し、大正十年春季より美禰郡出張種付所を開始し、又佐波、吉敷、厚狭の三郡及宇部市等の馬の育成地方に對しても、産馬を奨励したる結果、産馬熱漸次興り種牡馬の増置を必要とするに至りたるを以て、漸次増加し今や縣有一頭、國有貸下三頭、鳥取種馬所派遣馬三頭、民有一頭計八頭の種牡馬を種付に供用し猶種牡馬の不足を感ずるの盛況を見るに至れり。従つて産馬頭數の如きも大正十一年には本縣に於て曾て見ざる僅か十二頭に低下したるが、再び増加し昭和六年には百二十余頭の生産を見るの域に達せり。産馬地域も吉敷郡小郡町を中心として、漸次四方に擴がり今や從來の美禰郡の外、吉敷郡、山口市は勿論、佐波郡南部、都濃郡西部、厚狭郡東部、宇部市の一部等は新に産馬地と化し馬匹生産組合の如きも四組合の設置を見、本縣産馬界の前途に一大光明を現出するを得た

り。
茲を以て縣は産馬獎勵方針を具体化し、營業者にして其の向ふべき目標を示し、獎勵施設と相俟つて倍々産馬の改良と増産を圖らんとし、昭和六年三月産馬計劃を樹立し、昭和六年以後五ヶ年間に計劃の遂行を期し、五年後に蕃殖牝馬を千七十五頭に達せしめ、最少限度五百四十四頭の種付を行はしめ、第六年目に於て三百一頭の産駒を得んとし、今や其のスタートを切りたる所なり。

○産馬計畫

一、産馬獎勵期間

第一計畫期間ヲ昭和六年度ヨリ昭和十年度迄五年間トシ昭和十一年度以降ノ計畫ハ更ニ樹立スルモノトス而シテ市町村ニ於テハ本計畫ニ基キ夫々計畫ヲ樹立スルコト

二、獎勵地域

本期間ニ於テハ別紙(産馬増數計畫郡市別表)ノ通ニ市五郡ヲ獎勵地域トシ本計畫ニ除外セル四郡内ノ町村及豊浦郡ニ在リテモ成ルベク本計畫ニ準ジ獎勵シ順次他郡市ニ地域ノ擴張ヲ爲スコト

三、頭數ノ目標

1、縣下總馬數ハ最小限度トシテ昭和四年末現在數一萬七千四百二十八頭ヲ維持スル事

2、蕃殖牝馬數ハ昭和四年末現在各市町村ノ牝馬頭數ヲ基礎トシ此ノ頭數ニ對シ毎年左ノ通増數ヲ圖リ第五年目ニ於テ千七拾五頭ニ増加セシムルコト

(一) 五十頭以上ノ市町村ニ在リテハ一割五分増

(二) 四十九頭以下ノ市町村ニ在リテハ二割但シ美禰郡ニ於テハ一割増

(三) 五頭未滿ノ町村又ハ現在皆無ノ町村ニ在リテハ其ノ事情ヲ參酌シ一頭乃至二頭ノ増數ヲ圖ルモノトス

3、種付頭數ハ牝馬所有者ニ種付ヲ獎勵シ最少限度其ノ年末現在牝馬頭數ノ五割ニ種付ヲ勵行セシメ第五年目ニ於テハ五百四拾四頭ノ種付ヲ爲サシムルコト

4、生産頭數ハ前年種付牝馬頭數ノ五割五分ニ達セシメ第六日年ニ於テハ三百一頭ノ産駒ヲ得セシムルコト

四、種牡馬及種付所ニ對スル目標

1、種類

政府ノ馬産方針ニ從ヒ堅實ナル小格ノ中間種ヲ供用シテ實用的小格ノ輕軟又ハ重乘馬ノ生産ヲ圖ルコト
特ニ輕種ヲ供用セムトスル場合ハ「アブラ」系ノ種牡馬ヲ供用スルコト

2、種牡馬現在頭數
昭和六年三月現在頭數ハ種馬所派遣見込ノ三頭ヲ合セ八頭トス

種馬所派遣	種畜場繁養國有貸下	民	有	合計
ア、ノ種内洋計	サラ雜ア、ノ雜雜	計	内洋	計
一	一	一	一	二
二	一	三	一	二
三	一	三	一	二
八	一	三	一	二
八	一	三	一	二

3、種牡馬所要頭數
種牡馬一頭當國有平均六十頭縣貸付平均四十頭民有平均二十頭ノ種付ヲ爲サシムルモノトシ其ノ所要見込頭數左ノ如シ

第一	第二	第三	第四	第五
年	年	年	年	年
國三頭	國四頭	國五頭	國六頭	國六頭
縣三頭	縣三頭	縣三頭	縣三頭	縣四頭
民二頭	民二頭	民二頭	民二頭	民二頭
八頭	九頭	一〇頭	一一頭	一二頭

4、種牡馬ノ補充
種牡馬ハ種馬所ヨリ優秀ナル國有馬ノ派遣ヲ受クルヲ以テ基礎トシ不足數ハ縣種畜場ニ國有種馬ノ貸付ヲ受ケ猶少數ノ民有種馬ノ設置ヲ爲サシム

種馬所派遣種馬縣貸付國有種馬民有種牡馬頭數ノ割合五、三、二ヲ目標トスルコト

5、種付所ノ増設

イ、種馬所種付所

現在ノ山口、秋穂、防府ノ三種付所ノ外ニ吉敷郡東北部一ヶ所、全西南部一ヶ所計

二ヶ所ノ増設實現ヲ期スルコト

ロ、縣種畜場種付所

種馬所種付所及ビ民有種牡馬ノ配置ト蕃殖牝馬頭數ノ多寡ニ從ヒ其ノ位置ヲ定ム

五、産馬獎勵組織

1、畜産組合ノ活動

畜産組合ニシテ馬ヲ含マザルモノニアリテハ可成速ニ馬ノ加入ヲ圖リ又同一郡内ニ二

以上ノ種類ノ異ナル畜産組合對立スル地方ニ在リテハ速ニ合併ヲ爲シ組合ノ基礎ヲ鞏

固ニシ其ノ活動ヲ促進スルコト

2、馬匹生産組合及育成組合ノ設立

市町村ニ於テハ馬匹生産組合ヲ設立シ又地方ニ依リテハ更ニ育成組合ヲ設立セシメ畜

産組合ト聯絡提携シテ其ノ活動ヲ促スコト

六、獎勵施設

- 1、農用兼蕃殖牝馬ノ共同購入ノ斡旋及獎勵金ノ交付
- 2、種付所設置ニ對スル助成
- 3、民有種牡馬ノ保護
- 4、牝馬ニ對スル種付ノ獎勵
- 5、優良牝馬及優良產駒ノ保留獎勵及選獎
- 6、產駒販賣方法ノ改善
- イ、產駒ハ期日ヲ定メ一定ノ場所ニ全部集合セシメ糶賣ニ附シ購買者ノ利便ヲ圖ルコト
- ロ、右ニ對スル率付手當ノ支給
- ハ、育成地又ハ育成組合トノ聯絡方法ヲ講ズルコト
- 7、共同運動場ノ設置獎勵
- 8、共同牧野ノ改善牧草栽培及野草ノ改良獎勵
- 9、受胎増進法ニ對スル指導獎勵
- 10、共進會ノ開設
- イ、縣及郡市ニ種馬共進會ノ開催
- ロ、各郡市ニ產駒共進會ノ開催

- 11、馬利用ノ獎勵
 - イ、畜力原動機ノ利用獎勵
 - ロ、競犁會ノ開催獎勵
 - ハ、鞍具、挽具ノ利用獎勵
 - ニ、乘車式荷馬車ノ普及獎勵
 - ホ、乘馬ノ獎勵
- 12、講習、講話、實地指導ニ依リ產馬、育成、利用、衛生等ニ關スル知識ノ向上
- 13、產馬功勞者、優良組合及熱心家ノ表彰

產馬增數計畫郡市別表

郡市別	年次別		昭和四年末	昭和五年末	昭和六年末	昭和七年末	昭和八年末	昭和九年末	昭和十年末	昭和十一年末
	昭和四年末	昭和五年末								
都濃郡	1	1	6	3	3	6	3	3	6	6
山口市	5	4	6	3	3	6	3	3	6	6
字部市	2	2	3	2	2	3	2	2	3	3
合計	8	7	15	8	8	15	8	8	15	15

佐波郡	二四二	五三	二九	一五	六四	三三	一七	七五	四〇	二三	八六	四四	二六	九七	五一	二八
吉敷郡	三七三	四二	二〇	二七	四九	二四	一三	五四	二七	一五	六三	三二	一七	六八	三四	一八
厚狭郡	一一四	一八	九	四	二二	二二	七	二六	一三	七	三〇	一六	九	三四	一七	一〇
美禰郡	九八七	九五	四八	二七	二〇	五二	二九	一一	五	三二	一一	六〇	三三	一二	六五	三五
計	五、五四七	六、五五	三、三五	一、八三	七、六〇	三、九〇	二、二六	八、六五	四、四〇	二、四四	九、七〇	四、九五	二、七四	一、〇七	五、四六	三、〇一

六四

【第三節】 豚

明治二十一年種豚貸與規則を定め増殖の途を計りたるも、事業終に振はず、明治三十三年頃に至り漸く養豚業流行の兆を呈し、飼育者著しく増加せしむ、當時の飼育者は投機的にして無經驗の者多く、加ふるに豚價大いに下落せしを以て、飼育者漸次減少し、三十七、八年後一般産業の振興に伴ひ、本業も亦漸く必要を認めらるゝに至りしと雖、爾來盛衰常ならざりしが近年豚肉は漸く一般の嗜好に投せんとし、之が需要年と共に増加し、而かも豚價は他の農産物に比し比較的高價を維持し、養豚業の經營を有利ならしめたるのみならず、近農村不況対策として堅實なる計劃の下に、養豚を試むるもの亦次第に増加するに至り大正三年に於て僅か百餘頭なりしも、爾來年々増加し、昭和五年末現在頭數二千頭に達

し、年間の生産は千三百頭を算し、年々東京、静岡、廣島等の諸府縣に移出するもの一千頭を超ゆるの状況に在り。現時主なる飼育地は、吉敷、佐波、豊浦、玖珂、下關、山口の諸郡市にして、之が種類は主として「ヨークシャー」種又は其の雜種なりとす。縣に於ては斯業獎勵の爲大正八年畜産獎勵費交付規則の一部を改正して、種豚を購入するものに對し獎勵費下付の途を啓き、次て大正九年九月本縣種畜場の業務を擴張して、種豚の蕃殖育成を行ひ、之を民間希望者に拂下をなし、全十一年度に於ては豚肉加工場設置に對し獎勵費下付せり。昭和二年以來副業的發達を圖る爲、獎勵方針を定め優良種豚の拂下を増加し、又優良種豚に對する獎勵金を交付し、以て品質の改善を促しつゝあり。一面斯業の狀勢に鑑み養豚組合を設置せしめ販賣の改善統制を期しつゝあり。

【第四節】 家禽

【一】 鶏

家禽の増殖に關する施設に就きては、本縣農會に於て各町村農會に對し種鶏種卵の無償配付をなしたることあるも、明治四十三年以來之れを本縣農事試驗場の業務とし、大正元年以後實費を以て種禽種卵を一般希望者に拂下ぐる事とせり。而して大正七年種鶏配付規則

制定し、各都市に種卵配付所を設け、農事試験場に於て孵化育成したる種鶏を無償配付し其の産卵は種卵として一般に配付せしめ、以て養鶏の改良普及に資することとし、同年度に於て郡市を通じ百ヶ所を新設し、爾來年々十數ヶ所を新設し、白色レグホーン種、褐色レグホーン種、横斑ブリマスロック種、名古屋種、改良エーコク種の五種を配付し、鶏種改良上相當の効果を收めたるも、昭和二年一月從來の種鶏配付規則を廢し、新に委託種卵配付所規定を設け、昭和二、三兩年度に涉り二ヶ年を以て縣下五十ヶ所に種卵配付所を設け、養鶏組合各町村農會に委託設置し、種鶏一雄六雌を配付し之が種類も單冠白色レグホーン種、名古屋種、及三河種の三種に限定し、産卵は縣指定の價格を以て希望者に分讓せしめたり。

尙縣は副業奨励の趣旨を以て昭和二年度より準則を示し、養鶏組合の設置を奨励し、或は鶏種改良の爲優良種鶏の共同購入を奨励すると共に、農事試験場にて種雛の實費配付を爲し、一面養鶏知識の普及向上の爲め養鶏高等講習會の開設を爲す外、養鶏専任技術員を設置し副業養鶏の普及發達を圖れる結果、昭和二年度に於て養鶏組合の新設二十一に達し、爾來其の數を増し昭和六年六月末現在八十六組合の設置を見るに至れり。昭和五年六月末現在飼養戸數は六萬三千三十一戸にして、昭和二年六月末現在に比すれば四千五百十戸の増加にして、鶏羽番は總數七十二萬五千九百六十一羽にして、成鶏二十五萬五千三百八十

一羽、雌四萬三千七十一羽の増加を示すに至れり。

今昭和五年中に於ける飼養戸數、飼養羽數の農家との比較を見るに、飼養戸數は農家の數の五割に達し、飼養羽數は飼養一戸當り十二羽の平均を示せり。

養鶏業は縣下各地に普及せりと雖、就中玖珂、熊毛、都濃、佐波、吉敷、厚狹、豊浦諸郡の山陽本線を中心とする地方に於て最も發達し、山間部及島嶼部の交通不便の地方は、未だ飼養羽數も概して少く、鶏種も亦雜駁を免れず、中にも美禰、大津、阿武の諸郡は地理的關係其の他の事情に依り進歩遅々たり。

本縣に普及せる鶏種は、單冠白色レグホーン種(七二、三%)及其の系統に屬し、名古屋種此れに亞ぎ(一〇、七%)、少數の三河種其の他ありと雖、幼稚なる地方には系統不明の能力劣等の雞種(一五%)亦少からず。

尙本縣は養鶏組合を統制し、倍々斯業の進展を劃し、生産物の販賣を圓滑にし、且つ購買の改善を期する目的を以て、昭和三年度に於て本縣養鶏組合聯合會の設立を促し、其の事業も逐年順調の發展を見、昭和五年度より下關市に支所を設置し、以て積極的活動を續け本縣養鶏界の爲貢獻しつゝあり。

今昭和二年養鶏組合設置奨励以來の設置組合數左の如し

一、設置年度別養鶏組合

組合 設置年度	昭和六年度 (六月十五日迄)					計
	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	
養鶏組合数	二二	三〇	一七	一〇	七	八六

本縣に於ける昭和五年六月末現在雛の羽数は、三十七萬一千二百八十七羽にして、養鶏業の發達と共に縣内生産年々増數を見つゝあるも、未だ自給の域に達せず。毎年十數萬羽を縣外に供給を俟つの状況に在り。之を昭和五年中の事實に徴するに、縣内自給は七割にして約三割は縣外移入なりとす。

鶏卵は昭和五年六月末調に依れば、前一箇年の生産數量五千五百三十二萬五千九百八十六個にして、之が價額百六十六萬七千二百二十七圓とす。此れが需給は關係を見るに大部分縣内にて消費せらるゝも、地方に依り過剩のものは本縣中部以東は、本縣養鶏組合聯合會又は廣島縣農會の斡旋若くは商人の手を経て、廣島縣(主として廣島市及吳市)に入り、中部以西のものは、本縣養鶏組合聯合會又は本縣農會斡旋若くは商人の手に依り、主として下關市に集り更に縣内の不足する地方に配給し、或は福岡縣(門司市、小倉市、若松市、戸畑市、八幡市)等に移出せられる。一方下關市は近縣主要の鶏卵集散地にして、縣外又は朝鮮よりの移入支那よりの輸入卵多數に上り汎く縣内外に配給を司る。

要するに本縣に於ける生産卵は、尙縣内の需要を充すこと遙かに遠きのみならず、本縣には西に下關の要津を有するのみならず、東に廣島市、吳市、南に北九州の大消費地を控へ其の地理的關係極めて有利なれば、本縣の養鶏業は前途倍々有望なりと謂ふべし。

昭和五年鶏卵輸移出入數量及價額

輸移出先	輸 入		移 入		移 出	
	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額
島根縣			八四〇、〇〇〇	三三、六八〇〇〇		
廣島縣			一一六、七〇〇	三、一五〇〇〇	八八四、三三〇	二七、一三四〇〇
愛媛縣					二二、三、四八〇	八、〇四〇〇〇
福岡縣			三五九、三三〇	九、七二二〇〇		
佐賀縣			四五二、六七〇	一一、三三〇〇〇		
宮崎縣			八四〇、〇〇〇	三三、六八〇〇〇		
鹿児島縣						
中華民國	一、七七一、一〇〇	四三、九四〇〇〇〇	二、六八八、七〇〇	七〇、四三四〇〇〇	一、二一八、八二〇	三五、一四五四〇〇〇
計						

縣内に生産する廢鶏及若鶏等も、大部分縣内にて消費せらるゝも、其の一部は鶏卵同様一旦下關市に集り、更に福岡縣下に移出せらる。又縣外より本縣就中下關市に集まる食鶏は昭和五年中二萬三千六百羽を算したりと雖、是亦更に北九州地方に移出する數量少からず今之が概數を示せば左の如し

移出入先	移入		移出	
	數量	價額	數量	價額
島根縣	一三、八〇〇羽	一〇、三五〇〇〇		
福岡縣	一、〇〇〇	七五〇〇〇	九、〇八〇羽	六、八一〇〇〇
熊本縣	一、〇〇〇	七五〇〇〇		
大分縣	一、三〇〇	九七五〇〇		
鹿兒島縣	三、五〇〇	二、六五〇〇〇		
其ノ他	三、〇〇〇	二、二五〇〇〇		
計	二三、六〇〇	一七、七〇〇〇〇	九、〇八〇	六、八一〇〇〇

○ 何郡何町何村養鶏組合規約準則

山口縣告示第四百三十五號昭和二年六月十四日

- 第一條 本組合ハ組合員ノ共同ニ依リ養鶏ノ改良發達ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一 種鶏種卵ノ配付
 - 二 共同孵化及共同育雛
 - 三 養鶏ニ必要ナル物品ノ共同購入及養鶏生産物ノ共同販賣
 - 四 種鶏並卵質ノ改良統一
 - 五 品評會、共進會、講演會、講習會、競技會及研究會ノ開設
 - 六 鶏卵貯金ノ勵行
 - 七 其ノ他養鶏ノ改良發達ヲ圖ルニ必要ナル事項
- 第三條 本組合ハ何郡何町何村何養鶏組合ト稱ス
- 第四條 本組合ノ區域ハ何郡何町村大字何トス
- 第五條 本組合ノ事務所ハ何郡何町村大字何番地ニ置ク
- 第六條 本組合ハ組合區域内ニ於テ養鶏ヲ營ム同志ヲ以テ組織ス
- 第七條 事業執行ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第八條 本組合ハ總會及臨時總會ノ二種トス
 - 通常總會ハ毎年一回二月之ヲ開キ臨時總會ハ隨時之ヲ開ク
- 第九條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル
- 第十條 總會ノ議事ハ組合員半數以上出席シ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

- 一 經費豫算並分賦收入方法及事業計劃
 - 二 經費決算並事業報告ノ承認
 - 三 借入金
 - 四 基金ノ造成、管理及處分
 - 五 規約ノ變更
 - 六 組合員ノ除名
 - 七 事業執行ニ關スル規程ノ制定
 - 八 其ノ他重要ナル事項
- 第十一條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一 組合長 一人
 - 二 組合副長 一人
 - 三 評議員 何人
- 組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ管理ス
 組合副長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
 評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ又ハ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス
- 第十二條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ゲズ
 補缺選舉ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス
 役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄ハ仍其ノ職務ヲ行フモノトス
- 第十三條 役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選舉シ其ノ選任又ハ解任ハ總會ニ於テ組合員半数以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上

- ヲ以テ之ヲ議決ス
- 第十四條 役員ハ名譽職トス但シ總會ノ議決ヲ經テ報酬ヲ支給スルコトヲ得
- 第十五條 本組合ニ左ノ職員ヲ置キ組合長之ヲ任免ス
- 一 幹事 何人
 - 二 技術員 何人
 - 三 書記 何人
- 幹事ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ組合事務ヲ處理ス
 技術員ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
 書記ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ノ事務ニ従事ス
- 第十六條 組合員ハ本組合ニ加入ト同時ニ一人ニ付金五圓ヲ出資スルモノトス
- 第十七條 毎年度經費決算ノ結果生シタル剩餘金ハ十分ノ三以上ヲ基金トシテ積立テ其ノ殘額ハ翌年度ニ繰越又ハ生産物賣上金額ニ應ジ之ヲ組合員ニ配當スルモノトス
- 第十八條 金銭ハ總會ノ議決ヲ經タル銀行、信用組合又ハ郵便局ニ預入ル、モノトス
- 第十九條 基金ハ他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ズ但シ總會ノ議決ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得
- 第二十條 本組合ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第二十一條 組合員ハ本組合ノ經費負擔ノ義務ヲ有スルモノトス
- 第二十二條 新ニ本組合ニ加入セムトスル者ハ組合長ニ申出テ承認ヲ受クヘシ
 前項ノ承認ヲ經タル者ハ第十六條ニ規定シタル出資金ノ外其ノ當時ニ於ケル組合基金ノ組合員一人當リニ相當スル額ヲ據出スルコトヲ要ス

第二十三條 組合員已ムヲ得サル事情ニ由リ脱退セントスルトキハ組合長ノ承認ヲ受クヘシ
前項ノ承認ヲ受ケタル者ニ對シテハ本組合ハ出資金及其ノ當時ニ於ケル組合基金ノ組合員一人當リニ相當スル額ヲ拂
戻スルモノトス

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル組合員ハ總會ノ議決ヲ經テ除名ス此ノ場合ニ於テハ前條規定ノ拂戻金ハ之ヲ爲サ
ザルモノトス

一 組合規約ニ違反シタル者

二 組合事業ヲ妨クル行爲アリタル者

第二十五條 本組合ノ解散合併又ハ分割ハ總會ニ於テ組合員三分ノ二以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決
ス

第二十六條 本組合解散シタルトキハ組合長其ノ精算人トナル

【二】 鶯

昭和五年六月末現在鶯の飼育戸數は、千五百四十四戸總數は一萬二百五十四羽にして、之
を數年前に比すれば著しき増加なりとす。近時卵肉の需要増進と共に、河川沼地を利用し
て飼育するもの年々増加し、品種又漸次向上發展の機運に向ひつゝ、あるのみならず、地方
に依りては毎年初夏稻の植付後、稻の害虫たる黒色椿象虫を捕へしむる目的を以て、雛鶯
を水田に放ち害虫を驅除しつゝ、而も次第に發育するを以て、出穂前肉用として處分し一舉
兩得を圖れるものあり。

縣下に於て最初飼養せるは、都濃郡末武北村にして近時各地に飼養せらるゝも、就中阿武
郡、吉敷郡、豊浦郡、佐波郡、厚狹郡、大島郡に於て盛に飼養す。

【第五節】 緬 羊

緬羊は大正十年以來之が飼育の獎勵に着手し、現在飼養戸數十三戸、其の頭數三十九頭に
過ぎず。飼養地域は三郡にして豊浦郡の八戸を最多とす。飼養種類はコリデイル種、ラ
ンブイメリノー種にして未だ飼育に關する技術の拙劣と、産毛品質の優良ならざると、其
の數量の少きに依り、將來其の發達に難色あるもの、如し。

【第六節】 山 羊

山羊は縣下各都市に飼育せらるゝも、現在飼養戸數百七十六戸、頭數約五百三十四頭に過
ぎず。其の種類はザーネン種及其の雜種とす。多くは自家用として搾乳の上飲用に供する
ものにして、其の戸數百四十六戸に及び、飼養戸數の大半を占め、又地方に依りては山羊
乳の搾取販賣をなすものあり。其の數二十四戸にして供用山羊數約四百頭とす。中には一
戸にて五十九頭の多數を飼養するものあり。而して此等の搾乳量は二〇七石にして内販賣
量一八四石、價額一萬六百五十四圓にして、搾取販賣をなす地方は大島郡、都濃郡、熊毛
郡、豊浦郡、宇部市等とす。其の飼養容易なる爲將來相當の發達を見んとす。

【第七節】 養 蜂

本縣養蜂の統計上に於ける位置は、蜂群數に於て全國第二位にありと雖、蜂群は内國種約七割、外國種及雜種は三割とし、外國種の大部分はイタリアン種とす。昭和五年末調に依れば、養蜂戸數三千四百六十戸、箱數九千三百三十五、産蜜量一萬七千八百八十四貫、其の價額約四萬二千圓なり。縣下養蜂の盛大なる地方は、阿武郡にして縣下箱數の三割を占め、都濃、玖珂、吉敷の各郡之れに亞ぎ各八百箱以上を有す。蜂蜜は縣内に於て大部分消費せらる、も大阪市、廣島市、門司市等に移出せられ、昭和五年中の移出量七千七百九十八貫、價額一萬四千五百十八圓とし、蜜蠟は殆んど全部大阪市に移出せらる。又昭和五年初めて山口市及吉敷郡一圓を區域とする山口養蜂組合、阿武郡萩町養蜂組合は、蜜蜂を支那、天津に輸出したり。其の價額二萬五千圓に達し之が爲本縣養蜂界は急に活氣を呈するに至れり。

本業の改良増殖に關する施設に就ては、明治四十二年頃本縣農會に於て、巡回講習を開設し洋種の飼育を奨励せしことあり。縣に於て昭和二年副業獎勵計劃樹立に際し、其の項目中に養蜂を選定し、品質改良、飼養技術の向上、販賣の改善獎勵に努め副業養蜂組合の組織を奨め、以て斯業の發達を促しつゝあり。

【第八節】 養 兔

家兔は現在頭數約七千頭にして、白色アメリカ種及其の雜種大部分を占め、其の他在來種ベルゲン種、イタリア種を有す。兔肉毛皮利用も逐年増加し、縣内に於て年間約四千頭の消費あるのみならず、毛皮は神戸、廣島地方に移出せらる。縣下に於て飼養多きは吉敷佐波、大島、都濃の諸郡とす。縣に於ては養蜂同様獎勵副業中に養兔を選定し、集團的飼育を奨励し、以て團体的の發達を促し、目下十四の養兔組合の設置を見るに至れり。又兔肉毛皮の利用増加の趨勢にありて今後急速の進歩を示す近況にあり。

第三編 獎勵施設並團體

七八

【一】 畜産獎勵費の交付

本縣に於ては畜産の改良發達を圖る爲毎年度豫算の範圍内に於て畜産獎勵費を交付せり

一、畜産獎勵費交付狀況

大正七年	二、四九四圓	全 七年	八、六八〇圓
全 八年	三、〇六二圓	昭和元年	八、六八〇圓
全 九年	三、八六八圓	全 二年	八、六四六圓
全 十年	三、八五〇圓	全 三年	一二、六三〇圓
全 十一年	四、六一〇圓	全 四年	九、八二三圓
全 十二年	七、二〇〇圓	全 五年	九、三六九圓
全 十三年	七、二〇〇圓		
全 十三年	七、二〇〇圓		

二、現行の畜産獎勵費交付規則左の如し

○畜産獎勵費交付規則

第一條 本則ニ於テ種畜ト稱スルハ蕃殖用ニ供シ又ハ供セムトスル牛馬及豚ヲ謂フ

第二條 知事ハ畜産ニ改良發達ヲ圖ル爲牛又ハ馬ノ生産組合、畜牛肥育組合養鶏組合及左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ本則ノ規定ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵費ヲ交付ス

- 一、優良種牡牛ヲ購入シタル者
 - 二、優良種畜ヲ所有スル者
 - 三、優良種駒ヲ保留スル者
 - 四、優良種雌又ハ種卵ヲ購入シタル者
 - 五、國有種牡馬ノ種付ヲ受ケタル者
 - 六、畜産業改良發達ヲ圖ル目的ヲ以テ特別ノ施設ヲナス者
- 第三條 前條ニ依リ獎勵費ヲ交付スベキ牛又ハ馬ノ生産組合、畜牛肥育組合養鶏組合ハ一市町村以内ヲ區域トシ五十人以上ノ同業者ヲ以テ組織セラレタルモノニ限リ其ノ事業ヲ指定シテ之ヲ交付ス但シ特別ノ事情アルトキハ本項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得
- 前項ノ組合ハ規約ヲ設ケ豫メ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第四條 第二條第一號ノ獎勵費ハ左ノ要件ヲ具備スル優良種牡牛ヲ購入シタル畜産組合、畜牛生産組合又ハ知事ノ適當ト認メタル者ニ限リ其ノ鑑定價格ノ三分ノ一以内ヲ交付ス但シ山口縣種畜場ヨリ拂下ヲ受クタル種牡牛又ハ種牡牛馬設置獎勵規則ニ依ル國庫ヨリ

七九

獎勵金ノ交付ヲ受ケタル種牡牛ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一、血統明確、體格優良ニシテ蕃殖ノ用ニ適スル者

二、年齡十八月以上三十六月以下ナルモノ

第五條 第二條第二號ノ獎勵費ハ左ノ要件ヲ具備スル優良種畜ヲ所有シ現ニ之ヲ飼養蕃殖

スル者ニ限リ種畜一頭ニ付六拾圓以内ヲ交付ス

一、血統明確ナルモノ

二、體格優良ニシテ他ノ模範トナルモノ

三、所有者ニ於テ種牝畜ハ二産以上分娩セシメ種牡畜ハ牛馬ニ在リテハ二年以上、豚ニ

在リテハ一年以上蕃殖用ニ供シ成績特ニ優秀ナルモノ

第六條 第二條、第三號ノ獎勵費ハ左ノ要件ヲ具備スル優良種畜ヲ所有シ本縣内ニ於テ蕃

殖用ニ供セムトスル者ニ限リ種畜一頭ニ付五拾圓以内ヲ交付ス

一、本縣内ニ生産シタルモノ

二、血統明確、體格優良ニシテ蕃殖用ニ適スルモノ

第七條ノ一 第二條第四號ノ獎勵費ハ養鶏組合、養鶏組合聯合會又ハ市町村農會ニ於テ鶏

種ノ改良統一ヲ圖ル目的ヲ以テ別ニ定タル條件ニ依リ優良種雞又ハ種卵ヲ購入シタル

トキハ購入價格ノ三分ノ一以内ヲ交付ス

一、單冠白色レグホーン種、名古屋種又ハ三河種ノ優良系統ナルモノ

二、孵化後三十日以内ナルモノ

第七條ノ二 第二條第五號ノ獎勵費ハ種馬所ノ設置ニ係ル種付所ニ於テ國有種牡馬ノ種付

ヲ受ケタル種牝馬ノ所有者ニ限リ其ノ種付料ノ三分ノ二以内ヲ交付ス

第八條 第二條、第六號ノ獎勵費ハ設備費ニ對シテハ其ノ鑑定經費ノ三分ノ一以内事業費

ニ對シテハ其ノ五分ノ一以内ヲ交付ス 但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 本則ニ依リ獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスル牛又ハ馬ノ生産組合、畜牛肥育組合及養

鶏組合ハ左ノ事項ヲ具シ毎年三月末日限知事ニ申請スベシ

イ、組合ノ名稱、所在地、設立年月日及其ノ區域

ロ、組合同約

ハ、獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスル事業ノ計畫書及當該年度ノ經費收支豫算書

ニ、共同使用ノ目的ヲ以テ器具機械ヲ購入セムトスルトキハ其ノ種類、名稱、箇數、價

格、購入期日及購入先

ホ、共同使用ノ目的ヲ以テ建物ヲ建設セムトスルトキハ其ノ名稱、坪數、構造及建設費

前項ノ書類ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ其ノ事由ヲ具シ知事ノ承認ヲ

受クベシ

第十條 本則ニ依リ第二條第一號乃至第六號ノ獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各號ニ依リ毎年三月末日限知事ニ申請スベシ 但シ第五號ノ場合ニ在リテハ申請期限ヲ七月末日トス

一、第二條第一號ニ該當スル者ニ在リテ 第一號様式ノ申請書ニ其ノ種牡牛ノ血統證明書寫及購入代金領收書寫ヲ添付スルコト

二、第二條第二號ニ該當スル者ニ在リテハ第二號様式ノ申請書ニ其ノ種畜ノ血統證明書寫ヲ添付スルコト

三、第二條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ第三號様式ノ申請書ニ自家生産ノモノニ在リテハ其ノ種畜ノ血統證明書寫、購入シタルモノナルトキハ更ニ購入代金領收書寫ヲ添付スルコト

四、第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ第四號様式ノ申請書ニ購入代金領收書寫又ハ支拂證明書ヲ添付スルコト

五、第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ第五號様式ノ申請書ニ依ルコト

六、第二條第六號ニ該當スル者ニ在リテハ事業施行ノ方法及期日並豫算ヲ具シタル申請書ニ依ルコト 但シ本則ニ依リ既ニ設備費ニ對シ獎勵費ノ交付ヲ受ケタル者事業費ニ對シ獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスル場合ハ事業費豫算ノ外ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十一條 削 除

第十二條 本則ニ依リ獎勵費ノ交付ヲ受ケタル種畜及種畜ニ對シテハ再ビ獎勵費ノ交付ヲ申請スルコトヲ得ズ 但シ購入獎勵費ヲ受ケタル種牡牛、保留獎勵費ヲ受ケタル種畜ニシテ第二條第二號ノ獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 獎勵費ノ交付ヲ受ケタル牛又ハ馬ノ生産組合、畜牛肥育組合及養鶏組合ニ在リテハ事業成績及収支決算ヲ翌年度四月末日迄ニ知事ニ報告スベシ

第十四條 第二條第一號、第二號及第三號ノ獎勵費ノ交付ヲ受ケタル者ハ交付ノ翌月ヨリ起算シ種牡牛ニ在リテハ二年間其ノ他ノ牛馬ニ在リテハ三年間、豚ニ在リテハ二年間本縣内ニ於テ飼育シ蕃殖用ニ供スル義務ヲ有ス 但シ牡牝ニ限り年齢二十月以上ニ達シタルトキハ其ノ義務ヲ免除スルコトアルベシ

前項義務期限内ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、疾病其ノ他ノ原因ニ因リ蕃殖用ニ供スルコト能ハザル爲之ヲ處分セムトスル場合ハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ

二、斃死其ノ他ノ事故ニ依リ亡失シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ届出ヅベシ

三、他人ニ讓渡セムトスルトキハ當事者連署ノ上知事ノ許可ヲ受クベシ

四、前號ノ讓渡人ハ讓受人ニ於テ其ノ種畜ニ付讓渡人ノ義務ヲ繼承スルトキハ既ニ交付

ヲ受ケタル獎勵費ヲ前項規定ノ義務年限履行ノ月數ニ按分控除シ其ノ殘額ヲ讓受人ニ交付スベシ、此ノ場合ニ於テ讓受人ニシテ讓渡人ノ義務ヲ繼承セザルトキハ其ノ金額ヲ返還スベシ

五、毎年一月末日限前年中ノ蕃殖成績ヲ第六號様式ニ依リ知事ニ報告スベシ

第十五條 第二條第六號ノ獎勵費ノ交付ヲ受ケタル者ノ義務ハ交付ノ都度知事之ヲ定ムル第十六條 知事ハ獎勵費ヲ交付シタル者ニ對シ義務年限中飼養管理ノ方法又ハ事業執行狀況ヲ検査シ必要ナル命令ヲ發シ若ハ施行スベキ事業ヲ命ジ又ハ其ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ既ニ交付シタル獎勵費ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一、本則ノ規定又ハ獎勵費交付ノ條件ニ違反シタル者

二、虚偽ノ申請ヲ爲シテ獎勵費ノ交付ヲ受ケタル者

第十八條 法人ニ非ザル團體ニシテ本則ニ依リ提出スベキ書類ハ其ノ代表者ノ名ヲ以テ之ヲ爲スベシ

前項代表者ハ團體員ノ連署セル代表者選定書ヲ最初差出スヘキ申請書ニ添付スベシ
第十九條 本則ニ依リ知事ニ差出ス書類ニシテ優良種牝牛ノ購入、優良種畜ノ所有、優良

山犢駒ノ保留、牛又ハ馬ノ生産組合及畜牛肥育組合ニ關スルモノハ市町村長及所屬畜産組合長ノ優良種雛又ハ種卵ノ購入養鶏組合ニ關スルモノハ市町村長及所屬郡市農會長ヲ其ノ他ノモノニ在リテハ市町村長ヲ經由スベシ 但シ畜産組合ヨリ差出スモノハ此ノ限ニ在ラズ市町村長、畜産組合長及郡市農會長ニ於テ本則ニ依ル書類ヲ受理シタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ畜産獎勵費ノ交付ヲ受ケタル者ノ義務ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第一號様式

優良種牝牛購入獎勵費交付申請

- 一、種 類 何 種
- 一、名 稱 何 々 號
- 一、生 年 月 日 何 年 何 月 何 日
- 一、體 高 何 米 何 厘 (何 尺 何 寸 何 分)
- 一、毛 色 及 特 徵 何 毛 (色) 何 々

- 一、產地及生産者 何縣何市郡何町大字何々 何 某
 - 一、血統 父 何種 何々號 (別紙血統證明書寫ノ通)
母 何種 何々號
 - 一、購入先 何縣何市郡何町何々家畜市場又ハ何々種畜場等
 - 一、購入年月日 何年何月何日
 - 一、購入價格 何 圓 (別紙領收書寫ノ通)
 - 一、現飼養地 何市郡何町大字何々何某方又ハ自宅
 - 一、種牡牛檢査成績 何年何月何日合格證明書番號第何號
- 右蕃殖用トシテ購入致候條獎勵費御交付相成度此段及申請候也

年 月 日

何市郡何町大字何々番地 氏 名 (名稱及代表者氏名) 印

山口縣知事宛

第二號様式

優良種畜獎勵費交付申請

- 一、種畜 牛(馬、豚)
- 一、種類 何 種
- 一、名稱 何々號
- 一、性 牝又ハ牡
- 一、生年月日 何年何月何日
- 一、體高 何米 何厘 (何尺何寸何分)
- 一、毛色及特徴 何毛(色) 何々
- 一、產地及生産者 何縣何市郡何町大字何々 何 某
- 一、血統 父 何種 何號 (別紙血統證明書寫ノ通)
母 何種 何號
- 一、飼養期間 何年何月何日ヨリ
- 一、現飼養地 何市郡何町大字何々何某方又ハ自宅
- 一、本種畜最近三年間ノ成績

一、本種畜又ハ仔畜ニ 何年何月何日何共進會ニテ何賞ヲ受ク
 對スル褒賞ノ有無 仔畜何號何年何月何日何々獎勵費何圓ヲ受ク等
 右種畜ニ供用シ成績優良ニツキ獎勵費御交付相成度此段及申請候也

年 月 日

何郡何町 大字何々何番地
 何市何村

氏 名 (名稱及代表者氏名) ㊟

山口縣知事宛

備考

「本種畜最近三年間ノ成績」欄ニハ左ノ例ニ依リ記載スヘシ

記載例

昭 和 何 年	年 次	生 産 仔 畜		讓 渡 先 價 格	備 考
		性	生年月日		
、	、				
、	、				
、	、				

(種牝畜)

(種牡畜)

昭 和 何 年	年 次	種 付 仔 畜		備 考
		回 數 頭 數	前年種付當年種付計	
、	、			
、	、			
、	、			

第三號様式

優良犢(駒)保留獎勵費交付申請

- 一、種 類 何 種
- 一、名 稱 何 號
- 一、性 質 牝又ハ牡
- 一、生 年 月 日 何年何月何日
- 一、體 高 何米何厘 (何尺何寸何分)

- 一、毛色及特徴 何毛色 何々(同)何々(同)
 - 二、產地及生産者 何縣何市何町何村 大字何々何番地何某又ハ自宅
 - 一、血統 父何種何號 母何種何號 (別紙血統證明書寫ノ通)
 - 一、現飼養地 何市何町何村 大字何々何某方又ハ自宅
- 右番殖用トシテ育成ノ上保留致候條獎勵費御交付相成度此段及申請候也
- 年 月 日

山口縣知事宛

第四號様式

優良種雌(種卵)購入獎勵費交付申請

種類	種別	雌羽數	單價	額	購入年月日	購入先	飼養担当者住所氏名
何市何町何村 大字何々何番地							
氏 名 (名稱及代表者氏名)							印

何種

右鶏種改良ノ爲購入致候條獎勵費御交付相成度此段及申請候也

年 月 日

何市何町

名 稱

氏

名 印

山口縣知事宛

第五號様式

國有種牡馬種付獎勵費交付申請

種付種牡馬名	種付種牡馬種類名	種付種牡馬受クタル種牡馬種類名	種付種牡馬血統回次	種付種牡馬種付所名	種付種牡馬種付料
年	年	年	年	年	年
縣父種第一回	縣父種第一回	縣父種第一回	縣父種第一回	縣父種第一回	縣父種第一回
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

九二

號	種號	日 月	郡市町村	種母	種第二回	月 日	種第三回	月 日	圓

右國有種牡馬ノ種付相受候條獎勵費御交付相成度此段及申請候也

昭和五年 年 月 日

山口縣知事宛
何郡何町大字何々何番地

氏 名 (名稱及代表者氏名) 印

第六號様式

種牡牛(馬、豚)種付成績報告 (昭和 年分)

種 牡 牛 (馬、豚)	種 付 畜	生 產 仔 畜	流 産 數	種 付 後 轉 出 畜 頭 數	管 理 者 住 所 氏 名	摘 要
獎勵費種別名	號回数	頭數	牝	牝	計	
交付年月日						

備考 摘要欄ニハ生産仔畜ノ狀況、種付能力、遺傳力等ヲ記入スルコト
種牝牛(馬、豚)蕃殖成績報告 (昭和 年分)

種 牝 牛 (馬、豚)	種 付 畜	生 產 仔 畜	摘 要
獎勵費種別名	號第一回第二回第三回	性	毛 色 生 年 月 日
交付年月日			

備考 優良牝駒ニシテ蕃殖年齡ニ達シタル牝ニ付テハ本表ニ依リ報告スルコト

摘要欄ニハ流産斃死又ハ種付ヲ爲ササル理由、蕃殖ノ狀況等ヲ記入スルコト

右報告候也

年 月 日

何郡何町大字何々何番地 氏 名 (名稱及代表者氏名) 印

山口縣知事宛

【二】畜産小組合

本縣に於て昭和二年副業獎勵計畫を樹立し團体的發達を促進せしむる爲畜牛肥育組合養鶏組合設置に對し獎勵費交付の途を講じ更らに昭和四年度以來堅實なる組織の下に團体的の牛馬の改良生産を獎勵する爲、牛馬生産組合に對し獎勵費交付の途を拓き以て積極的に改良増殖を圖れり、爾來續々組合の設置を見益々事業の進展を劃するに至れり。

○山口縣畜牛生産組合

郡市	町村	名	稱	代表者
大島郡	小松町	小松町笠佐島畜牛生産組合		松岡若松
全	屋代村	屋代村畜牛生産組合		池田義亮
全	平郡村	平郡村西平郡畜牛生産組合		住田清穂
全	全	平郡村東平郡畜牛生産組合		中原信右衛門
玖珂郡	本郷村	本郷村畜牛生産組合		片本伊八
全	全	本郷村澁人西區畜牛生産組合		三分一榮太郎
全	河山村	河山村畜牛生産組合		三浦神一

郡市	町村	名	稱	代表者
熊毛郡	室津村	室津村報國畜牛生産組合		井原伊作
全	高水村	高水村畜牛生産組合		守政晴一
全	伊保庄村	伊保庄村畜牛生産組合		齋藤繁一
全	平生町	平生町畜牛生産組合		松尾源三郎
全	佐賀村	佐賀村東部畜牛生産組合		森脇數馬
全	全	佐賀村中部畜牛生産組合		松村龜一
都濃郡	中須村	中須村畜牛生産組合		佐伯治郎
全	須金村	須金村樂々谷畜牛生産組合		山本彦三郎
全	鹿野村	鹿野村第二區澁川畜牛生産組合		隅善作
全	全	全村第三區石ヶ谷畜牛生産組合		時高熊重
全	須金村	須金村秘尾畜牛生産組合		原田德太郎
全	久保村	久保村畜牛生産組合		山田恒造
佐波郡	柚野村	柚野村畜牛生産組合		宮正末吉
全	串村	串村巢山畜牛生産組合		三好馬之丞
全	全	串村大字鯖河内畜牛生産組合		森永吉藏
吉敷郡	仁保村	仁保村畜牛生産組合		岡田春吉

豐浦郡 全 西 全

殿居村 西市町 黒井村 川棚村 大田町 秋吉村 綾木村 伊佐町 三隅村 向津具村 深川町 俵山村 宇津賀村 日置村 全 深川町

殿居村畜牛生産組合 西市町畜牛生産組合 黒井村畜牛生産組合 川棚村畜牛生産組合 大田町畜牛生産組合 秋吉村畜牛生産組合 綾木村金焼高山畜牛生産組合 伊佐町畜牛生産組合 三隅村第一畜牛生産組合 向津具村畜牛生産組合 深川町眞木畜牛生産組合 俵山村畜牛生産組合 宇津賀畜牛生産組合 日置村黄波戸口畜牛生産組合 日置村畑畜牛生産組合 深川町板持畜牛生産組合

九七

山本雅一 井村五郎 岡田佐一 迫田準太 杉山直一 堀永直一 佐藤賢治 山田賢治 山本吉郎 若山一 岡藤直太郎 福井浅右衛門 太田佐治郎 羽崎喜三 江原基治 安藤清作

厚狹郡 全

吉部村 藤山村 厚狹町 万倉村 小野村 神玉村 岡枝村 阿川村 榎崎村 粟野村 田耕村 豐西村 全 豐田中村 全

吉部村畜牛生産組合 藤山村畜牛生産組合 厚狹町厚北畜牛生産組合 万倉村豊万倉畜牛生産組合 万倉村万倉畜牛生産組合 小野村畜牛生産組合 神玉村畜牛生産組合 岡枝村畜牛生産組合 阿川村畜牛生産組合 榎崎村畜牛生産組合 粟野村畜牛生産組合 田耕村畜牛生産組合 豐西村畜牛生産組合 豐西村蓋井島畜牛生産組合 豐田中村稻見畜牛生産組合 豐田中村畜牛生産組合

九六

藤本佐一 松谷辰蔵 阿部近信 千々利介 山田和三郎 末田良三 田村初平 磯部嘉助 篠原嘉雄 田中嘉一 岡本吉郎 内山豊松 丸山静夫 西梅三郎 篠原謙助 田中卯一

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
生雲村	三見村	福賀村	高俣村	須佐町	福川村	萩町	彌富村	奈古村	小川村	嘉年村	宇田郷村	大井村	全	深川町	日置村	大社畜牛生産組合	
生雲村畜牛生産組合	三見村畜牛生産組合	福賀村畜牛生産組合	高俣村畜牛生産組合	須佐町畜牛生産組合	福川村畜牛生産組合	萩町畜牛生産組合	彌富村畜牛生産組合	奈古村畜牛生産組合	小川村畜牛生産組合	嘉年村畜牛生産組合	宇田郷村畜牛生産組合	大井村畜牛生産組合	深川町上川西畜牛生産組合	深川町澁木畜牛生産組合	日置村畜牛生産組合	後藤鐵之助	
原田賢吉	山中貞七	上村多喜熊	増野嘉佐	田村治五穂	荒木秀藏	山縣卯吉	神野常萬	小田藤吉	須郷要介	山根一薰	齋藤俊一	山根辨作	馬谷原彌吉	奥田又助	後藤鐵之助	藤田順吉	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
祖生村	米川村	日積村	南河内村	安下庄町	祖生村	米川村	日積村	南河内村	安下庄町	祖生村	米川村	日積村	南河内村	安下庄町	祖生村	米川村
祖生村畜牛肥育組合	米川村畜牛肥育組合	日積村畜牛肥育組合	南河内村畜牛肥育組合	安下庄町畜牛肥育組合	祖生村畜牛肥育組合	米川村畜牛肥育組合	日積村畜牛肥育組合	南河内村畜牛肥育組合	安下庄町畜牛肥育組合	祖生村畜牛肥育組合	米川村畜牛肥育組合	日積村畜牛肥育組合	南河内村畜牛肥育組合	安下庄町畜牛肥育組合	祖生村畜牛肥育組合	米川村畜牛肥育組合
藤田順吉	田中榮十郎	鍵山平太	田中精一	藤本信藏	藤田順吉	田中榮十郎	鍵山平太	田中精一	藤本信藏	藤田順吉	田中榮十郎	鍵山平太	田中精一	藤本信藏	藤田順吉	田中榮十郎

○山口縣馬匹生産組合

全	全	全	全	全
仁保村	秋穗村	平川村	大内村	大内村
仁保村馬匹生産組合	秋穗村馬匹生産組合	平川村馬匹生産組合	大内村馬匹生産組合	大内村馬匹生産組合
岡田春吉	白井松右衛門	山下善一	岸田芳一	岸田芳一

○山口縣畜牛肥育組合

全	全	全	全	全
祖生村	米川村	日積村	南河内村	安下庄町
祖生村畜牛肥育組合	米川村畜牛肥育組合	日積村畜牛肥育組合	南河内村畜牛肥育組合	安下庄町畜牛肥育組合
藤田順吉	田中榮十郎	鍵山平太	田中精一	藤本信藏

都濃郡 佐波郡 全 佐波郡 全 吉敷郡 全 吉敷郡 全 厚狹郡 全 厚狹郡 全 豊浦郡 全 豊浦郡 全 全 全 全 全 全 全 全 美禰郡 全 美禰郡 全 全 阿武郡 全 阿武郡

夜市村 牟禮村 富海村 仁保村 宮野村 王喜村 長府町 川棚村 勝山村 岡枝村 清未村 黒井村 豊東村 岩永村 共和村 西厚保村 佐々並村

夜市村畜牛肥育組合 牟禮村畜牛肥育組合 富海村畜牛肥育組合 仁保村畜牛肥育組合 宮野村畜牛肥育組合 王喜村畜牛肥育組合 長府町畜牛肥育組合 川棚村畜牛肥育組合 勝山村畜牛肥育組合 岡枝村畜牛肥育組合 清未村畜牛肥育組合 黒井村畜牛肥育組合 豊東村畜牛肥育組合 岩永村畜牛肥育組合 共和村畜牛肥育組合 西厚保村畜牛肥育組合 佐々並村畜牛肥育組合

山本平内 友田一太 田邊推作 吉富愛三 門田大助 勝谷清治 田中助治郎 峠本幾太郎 沖村織太郎 白石千代松 諏訪仙平 兼子仙平 木村信作 中本左一 伊藤貞次 真田謙次

玖珂郡 全 全 全 全 全 全 熊毛郡 全 熊毛郡 全 都濃郡 全 都濃郡 全 全 全 全 全 全

伊陸村 新庄村 灘村 岩國町 神代村 通津村 余田村 大野村 田布施町 城南村 戸田村 大華村 久米村 末武南村 向道村 花岡村

伊陸村畜牛肥育組合 新庄村畜牛肥育組合 灘村畜牛肥育組合 岩國町畜牛肥育組合 神代村畜牛肥育組合 通津村畜牛肥育組合 余田村畜牛肥育組合 大野村畜牛肥育組合 田布施町畜牛肥育組合 城南村畜牛肥育組合 戸田村畜牛肥育組合 大華村畜牛肥育組合 久米村畜牛肥育組合 末武南村畜牛肥育組合 向道村畜牛肥育組合 花岡村畜牛肥育組合

河田正輔 池本正一 村重守一 中畑信人 福岡歳一 津秋常太郎 中村太郎治 松岡清之助 谷儀作 末永嘉太郎 河野權一 溫品二郎 片山嘉市 清水庄助 神杉浦郎 有吉良夫

玖珂郡 全 坂上村 全 伊陸村 全 河山村 全 麻郷村 全 平生町 全 伊保庄村 全 三井村 全 淺江村 全 周防村 全 田布施町 全 三丘村 全 東荷村 全 花岡村 全 下松町 全 末武南村

高森町 坂上村 伊陸村 河山村 麻郷村 平生町 伊保庄村 三井村 淺江村 周防村 田布施町 三丘村 東荷村 花岡村 下松町 末武南村

高森町 坂上村 伊陸村 河山村 麻郷村 平生町 伊保庄村 三井村 淺江村 周防村 田布施町 三丘村 東荷村 花岡村 下松町 末武南村 養鶏組合

弘中業介 柳屋已朔 河田正輔 三浦彌三郎 中村保一 松浦久佐 藤本太吉 山本武彦 藤井藤左衛門 森光卯吉 町田正一 大迫倉太郎 林文次郎 松村榮作 金清勝作 内山昇一

大島郡 全 沖浦村 全 日良居村 全 油田村 全 祖生村 全 玖珂町 全 川越村 全 岩國町 全 灘村 全 鳴門村 全 由宇町 全 米川村 全 日積村 全 愛宕村

小松町 沖浦村 日良居村 油田村 祖生村 玖珂町 川越村 岩國町 灘村 鳴門村 由宇町 米川村 日積村 愛宕村

小松町 日見町 土居養鶏組合 油田字居養鶏組合 祖生村養鶏組合 玖珂村養鶏組合 川越村養鶏組合 岩國町養鶏組合 灘村養鶏組合 鳴門村養鶏組合 由宇町養鶏組合 米川村養鶏組合 日積村養鶏組合 愛宕村養鶏組合

代表者 矢野真平 池田五左衛門 山本惟介 掛達善 藤本昂 野崎健一 高本瀬吉 大屋重四 村本重四 白井吟二郎 國本利雄 田中榮十郎 村中峯太郎 沖中猛一

山口縣養鶏組合

代表者

全全全全全全全全全全全全全全全全厚
全全全全全全全全全全全全全全全全厚
全全全全全全全全全全全全全全全全厚
全全全全全全全全全全全全全全全全厚
全全全全全全全全全全全全全全全全厚
全全全全全全全全全全全全全全全全厚
全全全全全全全全全全全全全全全全厚
全全全全全全全全全全全全全全全全厚
全全全全全全全全全全全全全全全全厚
全全全全全全全全全全全全全全全全厚

岡長田內栗豐豐宇田檜厚厚吉藤厚万
枝府耕日野田西賀賀耕崎南狹田山村東倉
村町村村村中村村村村村村村村村村村村

岡長柚內栗豐豐宇上檜南厚吉藤厚万
枝府日野中田西賀賀田崎部狹田山村東倉
村町地村村村中村村村耕村部町村村村村村
養養養養養養養養養養養養養養養養養養養
鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄
組組組組組組組組組組組組組組組組組組組
合合合合合合合合合合合合合合合合合合合

渡藤中弘內北村渡吉坪山名河松田高
邊井野川田村尾邊田井田和村谷中村
治靜庄恒卯政荒誕槌豐敬辰正宇
助也介助一二真一郎彌作三藏吾三郎

全厚全全全全全全全全全全全吉全全全佐全全全都
全厚全全全全全全全全全全全全全全全全全全全
全厚全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全
全厚全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全
全厚全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全

生王小大小大秋西仁右防富夫久戸鹿
田喜郡道鯖內穗岐保田府海華保田野
村村町村村村村村村村村村村村村

昭王小大鯖大秋西仁右防富大久戸鹿
喜郡道山村內穗岐保田府海華保田野
和村町村山村村村村村村村村村村村
養養養養養養養養養養養養養養養養養養
鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄鷄
組組組組組組組組組組組組組組組組組組
合合合合合合合合合合合合合合合合合合

浦伯林重田渡原藤鈴吉藤田磯中福貞
上野市富中邊田本木松村邊村畑田益
武五禎鐵元倉右敏寅右推茂從吉文
熊濟郎藏道三郎吉一彦一郎一作作信郎治

全	豐浦郡	神玉村	昭	和	養	鶏	組	合	中	寺	幸	一
全		安岡町	安	岡	養	鶏	組	合	追	田	清	吉
全		吉見村	吉	見	養	鶏	組	合	武	本	政	太
全		黒井村	黒	井	養	鶏	組	合	小	林	晃	男
美	禰郡	西厚保村	西	厚	保	養	鶏	組	伊	藤	貞	次
全		眞長田村	眞	長	田	養	鶏	組	河	本	朋	一
全		別府村	下	嘉	万	養	鶏	組	宮	原	莊	助
全		大田町	大	田	町	養	鶏	組	杉	山	準	太
全		大嶺村	大	嶺	村	養	鶏	組	中	鳥	光	熊
全		共和村	共	和	村	養	鶏	組	中	本	左	一
大	津郡	深川町	深	川	町	養	鶏	組	吉	田	鬼	太
全		向津具村	向	津	具	村	養	鶏	若	山	一	
全		宇津賀村	宇	津	賀	村	養	鶏	大	田	佐	治
阿	武郡	田万崎村	田	万	崎	村	養	鶏	安	江	英	二
全		萩	萩	町	養	鶏	組	合	林	部	勇	輔
全		高俣村	高	俣	村	養	鶏	組	櫛	部	顯	价

阿	武郡	三見村	三	見	村	養	鶏	組	合	長	澄	市	衛
全		篠生村	篠	生	村	養	鶏	組	合	河	井	清	之
全		佐々並村	佐	々	並	村	養	鶏	組	伊	東	市	三
全		須佐町	須	佐	町	養	鶏	組	合	田	村	治	五
全		地福村	地	福	村	養	鶏	組	合	三	戸	萬	年
宇	部市		宇	部	市	養	鶏	組	合	紀	藤	常	亮
山	口市		山	口	市	養	鶏	組	合	中	村	常	亮
全			山	口市	養	鶏	組	合	河	北	勘	七	

【三】

畜産家禽共進會開催状況

一 山口縣畜産家禽共進會

本縣に於ては畜産業の進歩發展に資せむが爲大正八年山口縣獸醫會外二團體主催の下に第一回馬匹共進會を厚狹郡宇部村(現今宇部市)山口縣產牛畜産組合聯合會主催第一回產牛共進會、山口縣農會主催第一回家禽共進會等を都濃郡徳山町に於て開催したるを始めとし爾來大正十年の全國博覽會、同十四年山口縣主催第十回中國六縣聯合畜産共進會、昭和四年十一月山口縣主催ノ肉牛種鶏共進會開催の時を除くの外毎年山口縣畜産組合聯合會に於て

畜産共進會(種牛、肉牛、種馬)山口縣家禽協會、(現山口縣養鶏組合聯合會)に於て家禽共進會を開催し斯業の助長に努めつゝあり

開設年月	會	名	會期	開設地	開設者	出品の種	類點數	總經費	縣費補助額
大正八年五月	第一回	山口縣馬匹共進會	五日	厚狹郡宇部村	山口縣獸醫會外二團體	馬匹	五〇	一、二〇〇	—
同 年十月	第一回	山口縣產牛共進會	同	都濃郡徳山町	山口縣產牛畜種牛	肉牛	七〇	一、九五〇	一、〇〇〇
同 年十月	第二回	山口縣家禽共進會	三日	同	山口縣農會	種鶏	三二	四五〇	—
同 九年十月	第二回	山口縣馬匹共進會	五日	佐波郡防府町	山口縣獸醫會外二團體	馬匹	五二	一、五五〇	二〇〇
同 年十月	第二回	山口縣畜牛共進會	同	同	山口縣產牛畜種牛	種牛	五七	一、五五〇	—
同 年十月	第一回	山口縣肉牛共進會	同	同	同	肉牛	三二	一、〇〇〇	—
同 年十月	第二回	山口縣農會家禽共進會	四日	同	山口縣農會	種鶏	一〇六	四五〇	三〇〇
同 十年十月	第三回	山口縣馬匹共進會	五日	厚狹郡船木町	山口縣獸醫會外二團體	馬匹	六四	一、四八〇	五〇〇

同 十一年四月	第三回	山口縣畜牛共進會	同	玖珂郡岩國町	山口縣產牛畜種牛	種牛	一〇一	二、八九三	一、五〇〇
同 年十一月	第四回	山口縣肉牛共進會	同	同	同	肉牛	二九	—	—
同 年十一月	第三回	山口縣農會家禽共進會	四日	同	山口縣農會	種鶏	一一五	五〇〇	三〇〇
同 年十二月	第四回	山口縣馬匹共進會	同	吉敷郡小郡町	山口縣馬匹共勵會	馬匹	五四	二、四三〇	一、五〇〇
同 年十二月	第四回	山口縣畜牛共進會	五日	美禰郡大田町	山口縣產牛畜種牛	種牛	五〇	—	—
同 年十二月	第三回	山口縣肉牛共進會	同	同	同	肉牛	三三	三、〇二八	一、五〇〇
同 年十二月	第四回	山口縣農會家禽共進會	四日	同	山口縣農會	種鶏	一〇一	五〇〇	三〇〇
同 年十二月	第五回	山口縣畜牛共進會	五日	熊毛郡平生町	山口縣產牛畜種牛	種牛	五五	—	—
同 年十二月	第四回	山口縣肉牛共進會	同	同	同	肉牛	三三	三、〇二八	一、五〇〇
同 年十二月	第五回	山口縣農會家禽共進會	四日	同	山口縣農會	種鶏	一四	五〇〇	三〇〇

同五年十一月	同	昭和二年十二月	同	同四年十一月	同	同五年十二月	同
第六回	第六回	第七回	第七回	第八回	第八回	第一回	第一回
山口縣畜産共進會	山口縣家禽共進會	山口縣畜産共進會	山口縣家禽共進會	山口縣畜産共進會	山口縣家禽共進會	山口縣畜産共進會	山口縣家禽共進會
五日	四日	五日	四日	五日	四日	四日	四日
豊浦郡	同 郡	阿武郡	同 郡	同 郡	同 郡	熊毛郡	同 郡
山口縣畜産組	山口縣家禽協	山口縣畜産組	山口縣家禽協	山口縣畜産組	山口縣家禽協	山口縣畜産組	山口縣家禽協
種牛	種馬	種牛	種馬	種牛	種馬	種牛	種馬
二、六二六	一〇〇	三、四九〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、二〇〇	三六〇	三、〇六〇	五八〇	九六〇	二三〇	一、五九〇	一一三

二 中國六縣聯合畜産共進會

明治三十三年十月島根縣主催第一回中國六縣(當時五縣)聯合畜産共進會開催せられて以來

毎回出品して相當の成績を収め本縣畜産界の名聲を發揚せり今第一回以來本縣出品の成績を示せば左の如し

肉	牛 種						出品頭數	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回	第九回	第十回	第十一回	第十二回
	受賞計	六等	五等	四等	三等	二等													
受賞一等	二〇	二	一	一	一	一	二〇	一八	一八	一四二	五五	六二	三二	二九	二六	三六	二二	二二	二二
受賞二等	二、〇	二、八	六、七	四、五	四、九	三、四	六、二	三、二	六、一	四、五	四、六	六、一	三、八	三、九	三、八	三、九	三、八	三、八	三、八

美禰郡伊佐町にあり明治三十九年本縣内務部管掌の下に設置したる種畜育成所を以て其の

【四】山口縣種畜場

成績	方法	畜産經營	器具	農具	畜産製造	鶏種			豚
						受賞点数	出品点数	受賞歩合	
					四				
					一三				
					二七	三、六	三、四	九、四	〇、九
〇	二				二九	四、二	八、一	九、一	
			五	二	一〇	一、八	五、二	八、一	
			四	三	二六				
一	一				二二				
			二	三	一四	三、三	三、三	一〇、〇	五、〇
一	二		四	四	一一	六、四	一、六	二、五	一、〇
一	二		三	六	八	五、三	九、一	一、七	六、〇

種	出品頭數	受賞頭數	受賞頭數					出品頭數	受賞歩合	計	頭數	計
			六等	五等	四等	三等	二等					
		10、0	一	一								
		10、0	二		二							
一	二	三、〇	七		五	二				二		
		二、九	二		二					七		
		一、七	一		一					六		
		二、五	一		一					四		
		10、0			一					一		
三	六	10、0	一		一					一		
一	10	三、八	三		二	一				八	五、八	七、三、二
三	六	五、〇	一		一					二	五、〇	四、一、一

前身とし大正八年九月其の組織を變更して新に本縣種畜場を創設せり。

一、事業

イ、種畜の蕃殖、種付、拂下及貸付

ロ、家畜の改良蕃殖肥臘に關する試験及調査並に畜産製造に關する試験及調査

ハ、家畜飼料作物の栽培に關する試験並に種苗の配布

ニ、畜産に關する講習講話實地指導及質問應答

二、種牛の育成

イ、種牡牛育成

種牡牛供用の目的を以て貸付又は拂下の爲年々優良牛を購入し育成を行ふ。最近三ヶ年の購入頭數を表示せば左の如し。

種類	昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度	
	頭數	購入先	頭數	購入先	頭數	購入先
エアシャー種	三	畜産試験場	二	小岩井農場	一	英根
アバーデイン種	二	小岩井農場	二	小岩井農場	一	英根
ンガス種	二	島根縣内	四	島根縣内	二〇	英根
改良和種	二	島根縣内	一	島根縣内	一	英根
	四	島根縣内	一	島根縣内	九	英根
					五	英根
					二	英根
					〇	英根
					一	英根
					七	英根
					三	英根

ロ、種牝牛の育成

場内蕃殖用及委託蕃殖用の爲優良仔牛を購入し育成を行ふ。最近三ヶ年間の購入頭數を表示せば左の如し

種類	昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度	
	頭數	購入先	頭數	購入先	頭數	購入先
エアシャー種	一	島根縣内	二	島根縣内	二	小岩井農場
改良和種	二	島根縣内	一	島根縣内	一	小岩井農場
	二	島根縣内	一	島根縣内	二	小岩井農場
	一	島根縣内	二	島根縣内	一	小岩井農場
	〇	島根縣内	一	島根縣内	一	小岩井農場
	二	島根縣内	一	島根縣内	二	小岩井農場
	一	島根縣内	二	島根縣内	一	小岩井農場
	二	島根縣内	一	島根縣内	二	小岩井農場
	一	島根縣内	二	島根縣内	一	小岩井農場
	〇	島根縣内	一	島根縣内	二	小岩井農場
	二	島根縣内	一	島根縣内	一	小岩井農場

三、預託育成

縣内優良種牛の充實を圖り、併而種牛育成の範を示す爲、大正十年度より優良種牛の預託育成を開始せり。昭和三年度に於てはホルスタイン種牝、同四年度ホルスタイン種牝、改良和種牝各一頭、同五年度ホルスタイン種牝二頭受託育成せり。

四、種牛蕃殖

場内蕃殖、及委託蕃殖の二とす。明治四十三年種畜育成所時代より主として乳用牛の蕃殖を行ひ、生産犢中優良なるものは、之を育成の上社は種牝牛に、牝は蕃殖基礎牝中に供用し

併せて乳牛に關する試験を行ひつゝ、あるも、昭和四年度より新に役牛として、改良和種牝牛一頭繋養繁殖に供用し、畜力利用普及の一助たらしむ。

又當場は縣内基礎牝牛の改良蕃殖、併而優良牛蕃殖の有利なるを當業者に知悉せしめ、將來種牛の自足に資せんが爲、大正十一年度より縣外先進地、或は縣内に於て優良産牝を購入し、育成の上之を畜産組合へ委託民間に飼養管理せしむ。而して生産牝は生後六ヶ月に於て、之を評價し優良なるものは、評價額の三分の二の金額を受託組合に交付して之を引取り、其の必要なものは評價額の三分の一を以て之を受託組合に拂下ぐ。大正十二年度以降昭和五年度迄の委託頭數は百一頭にして産牝二百二十八頭に及べり。

五、種牝牛貸付

種牝牛充實の目的を以て明治三十九年當場の前身縣種畜育成所創立せられ、同四十年以來種牝牛の無償貸付を行ひ、以來繼續現今に至る。而して毎年度の貸付頭數は改良和種八頭乳用種は一頭乃至三頭とす。

六、種牝牛拂下

民有種牝牛の充實を圖らんが爲、大正十年度より種牝牛の拂下をなしつゝ、ありしが、其の成績良好なるに鑑み、大正十四年度より貸付頭數を減少し、拂下頭數を増加し、十八頭の改良和種を拂下するに至れり。

七、畜牛肥臘試驗

畜牛肥臘に關する諸種の經濟的關係を詳にして、其の標準を明にし、畜牛肥臘の普及改善を圖り、畜牛最終の利益を増進せしむる目的を以て、毎年度民間預託二頭、當場購入のもの二頭の肥臘試験を行ふ。

八、種 牝 馬

當場種牝馬の繋養は美禰郡產馬畜産組合に借受中のものを大正九年本縣に借受けしに初まり翌大正十年度より派遣種付を開始せり。爾來繋養頭數を増加し現在縣有一頭國有借受三頭計四頭に達し種付頭數は大正十年度は僅十九頭なりしも昭和六年度に於ては百頭に増加せり。

九、豚

大正九年度より拂下用種豚生産の目的を以て種豚の蕃殖を企て大正十年二月十日原種豚として「ヨークシャー種」牝一頭牝三頭「パークシャー種」牝牝各一頭を收し容民間種豚の拂下事業を開始せるも昭和三年度内に於て「パークシャー種」を廢し「ヨークシャー種」に換へ今日に及ぶ。

一〇、畜産製造成績

大正十年度より毎年豚肉加工に關する試験を行ふ。而して昭和五年度に於ては生産豚六頭

を以て之を行へり。其の試験成績を示せば左の如し

	ハ	ム	ベ	ー	コ	ン	シ	ヨ	ル	ダ	ー
生肉量製品量歩	留生肉量製品量歩	留生肉量製品量歩	留生肉量製品量歩	留生肉量製品量歩	留生肉量製品量歩	留生肉量製品量歩	留生肉量製品量歩	留生肉量製品量歩	留生肉量製品量歩	留生肉量製品量歩	留
二五、六〇〇	一八、四九〇	七二%強	六、一四〇	四、五三〇	七四%強	一九、八三〇	一三、九六〇	七〇%強			

一一、飼料作物栽培及試験並ニ種苗配布

明治四十年種畜育成所時代より飼料作物の栽培を開始し、種畜の増加と共に、逐年耕地の増加を計り更らに民間に飼料作物栽培及衛生改良獎勵の爲、希望者に對し無償にて種苗配布を行ふ。

一二、講習講話及實地指導並に質問應答

家畜の飼養管理、畜産物加工法、飼料作物の栽培及調製、家畜の肥臘其の他に付、大正十年度より當場に於て講習を開設す。講習を別ら普通講習及特別講習の二種とす。普通講習は毎年一回之を開催し定員十五人にして通常一月下旬より二月に至る一ヶ月間開設し開始以來修了者百五十名に達す。普通講習修了者若くは適當と認めたる者にして、特殊事項に對し研究せんとする者ある場

合は之を特別講習生として入場せしむ。

【五】 畜産組合及畜産組合聯合會

明治三十三年牛馬の生産保護獎勵の目的に依り産牛馬組合法發布せらるゝや同年五月美禰郡産馬組合の設立を始とし同四十四年に至る迄の間に於て美禰、厚狹、吉敷、大津、都濃熊毛、豊浦、玖珂、佐波、各郡に産牛組合を設置し主として種畜の設置品評會講習會の開催に牛馬市場開設等の事業を行ひ牛馬の増殖改良に努めたり當時組合産業促進の聲高く畜産業に於ては牛種改良、爲め洋種蕃殖に志す者多く組合は競ふて洋種種牡牛の設置に努め在來の牛種は一變して雜種の普及を見るに至れり然るに明治四十年の頃より一般財界の不況に際會し加ふるに數年來の投機的牛價の昂騰は忽ちにして暴落を招致し組合員の損害甚しく爾來組合事業日に沈衰し其經營を困難ならしめ玖珂、熊毛、厚狹、豊浦、四郡の組合は遂に解散するの已むなきに立ち至れりされど爾餘の組合は一意其の推移に處する方策を講し事業の振興に努め來り産牛經濟平潮に歸するに從ひ漸時發達を遂ぐるを得たり而して時代の要求に適應せる畜産組合法の發布せらるゝや舊法に依り設置せられたる組合は何れも大正五年七月迄の間に定款を變更し新法に據る組合となり更に大正六年都濃郡搾乳畜産組合、大島郡産牛畜産組合新設せられ大正七年に至り玖珂、豊浦、阿武、熊毛の諸組

合相亞いて設立し同八年佐波郡吉敷郡北部搾乳畜産組合、同九年厚狹郡産牛畜産組合の創立に依り漸く各郡に亘り産牛畜産組合の設立を見るに至り次いで大正十四年吉敷郡山口市産馬畜産組合、大正十五年五月宇部市畜産組合昭和元年十二月豊浦郡馬匹畜産組合設立せられたり

畜産組合聯合會は本縣畜産組合の統一機關にして大正七年七月の設立にして事務所を縣廳内に置く、同會の昭和六年度豫算額は一萬七千五百圓にして主なる事業は大要左の如し

- 1 畜産組合の統一を圖り業務の監督及指導を爲すこと
- 2 種畜の供給及種付
- 3 家畜衛生の改善
- 4 組合の委託に依る物品の購買配布並に販賣
- 5 品評會、共進會、講習講話會の開設
- 6 優良種畜の選奨
- 7 功勞者の表彰
- 8 生産及販路に關する調査及斡旋
- 9 牧草栽培及飼料貯藏の奨励
- 10 系統及能力の登録

11 畜産に關する建議及官廳の諮問に對する答申

12 畜産の改良増殖に關する諸種の事業に對し補助奨励を圖ること

13 牛券の發行

14 會報の發行

15 競馬會の開催

此外縣内各畜産組合に於て行はれ居る事業の種類組合の現況は大要別記の如く而して組合の事業は其の組合の目的地方の状況等により多少の相違あれども之を總括すれば左の如し

- 畜産組合事業の種類
- 技術員の設置
- 品評會共進會の開設
- 家畜市場及糶市の開設犢牛糶賣
- 家畜衛生の施設
- 牛馬の實查並に實地指導
- 系統及能力の登録
- 犢牛委託飼養奨励
- 優良牛の選奨
- 種牡牛馬設置
- 講習會講話會の開設
- 家畜共濟事業
- 斃獸解體場の設置
- 牛馬籍の整理牛券の交付
- 優良仔牛保存奨励
- 去勢並に肥育奨励
- 畜舎改善の奨励

種畜の共同購入及肉牛共同販賣の斡旋
視察員の派遣
功勞者表彰

○畜産組合一覽

組合名	區域	組合員の種類	設立年月日	昭和六年豫算	事務所位置
大島郡 産牛畜産組合	大島郡一圓	牛生産者及飼育者	大正六年六月二十八日	二、八七〇	大島郡久賀町
玖珂郡 同	玖珂郡一圓	同	大正七年一月十五日	七、三〇〇	玖珂郡岩國町
熊毛郡 同	熊毛郡一圓	同	大正七年七月十七日	九、八五五	熊毛郡平生町
都濃郡 同	都濃郡一圓	同	明治三十七年六月十六日	七、八四九	都濃郡徳山町
佐波郡 畜産組合	佐波郡一圓	牛及馬の生産者及飼育者及牛の生産者及飼育者	明治三十四年六月二十三日	六、一三八	佐波郡防府町
吉山 産牛畜産組合	吉山一圓	同	明治三十八年五月二十八日	七、一〇〇	山口市
厚狭郡 同	厚狭郡一圓	同	大正九年三月三日	四、六五〇	厚狭郡厚狭町

豊浦郡 同	豊浦郡一圓	同	大正七年三月二十七日	一三、二五三	豊浦郡長府町
美禰郡 畜産組合	美禰郡一圓	同	明治三十五年七月五日	六、四〇六	美禰郡大田町
大津郡 産牛畜産組合	大津郡一圓	同	明治三十六年十二月十五日	六、九三六	大津郡深川町
阿武郡 同	阿武郡一圓	同	大正七年七月十日	一三、〇八九	阿武郡秋町
都濃郡 搾乳畜産組合	都濃郡一圓	乳牛の飼養者及搾乳營業を爲す者	大正六年三月二十六日	三三二	都濃郡徳山町
佐波郡 同	佐波郡小野村、右田村、華城村、防府町、西浦村、中關村、海禮村、富海村	乳牛を飼養し搾乳取販賣營業をなす者	大正八年一月二十八日	四八〇	佐波郡防府町
吉敷郡 同	吉敷郡小鯖村、大内村、宮野村、北吉敷郡	乳牛を飼育し搾乳を業とす	大正八年六月		山口市

吉敷郡 山口市	産馬畜産組合	吉敷郡一圓	村、吉敷村、大蔵村、小郡町の八ヶ町	種馬及馬の生産者	大正十四年八月二十六日		山口市
宇部市	畜産組合	宇部市一圓		牛及馬の生産者並飼育者	大正十五年五月三日	三、四二	宇部市
豊浦郡	馬匹畜産組合	豊浦郡一圓		同	昭和元年十月二十七日	三三、九八	豊浦郡長府町
山口縣畜産組合聯合會	山口縣一圓			畜牛及馬の生産者及飼育者を以て組織する組合	大正七年五月二十五日	一七、五〇	山口市

〔六〕 山口縣獸醫師會

昭和二年四月獸醫師會令の規定に依り山口縣獸醫師會の設置を見事務所を縣廳内に置く同會の主なる事業左の如し
事業

- 一、講習會、講話會研究會の開設
- 二、畜産改良發達事業の助成
- 三、家畜及家禽の施療及救護
- 四、會報の發行
- 五、藥價其他料金の制定
- 六、其他總代會に於て必要と認めたる事項

〔七〕 家畜保險組合

昭和四年三月二十七日法律第十九號を以て家畜保險法發布せられ、同年九月一日より施行せられたるを以て本縣に於ても此れが獎勵の任に當るべき專任職員を設置し組合設置を勸奨したる結果昭和五年度に於て左の三組合の設置を見たり。

組合名稱	區域	認可年月日	事業開始年月	昭和五年度末現在組合員數	加入頭數	事務所位置
山口縣美禰郡家畜保險組合	郡一圓	昭和五年六月二十七日	昭和五年八月	三〇四	三三六	美禰郡 大田町
山口縣都濃郡家畜保險組合	全	昭和五年七月三十日	昭和五年九月	二八〇	三〇六	都濃郡 徳山町

【八】 山口縣養鶏組合聯合會

昭和三年二月縣下養鶏組合の連絡機關たらしめ併せて養鶏業の改善發達を圖る目的を以て設置せられたるものにして縣廳内に事務所を置き昭和三年八月專任技術員を置き先づ養鶏生産物の販賣斡旋事業飼料の共同購入に着手せり。

事業

- 一、縣の鶏種改良方針と相俟て鶏種の改良促進を圖ること
- 二、鶏飼料又は器具機械の共同購入並其の斡旋をなすこと
- 三、生産物の販賣斡旋及受託販賣をなすこと
- 四、共進會講習會及講話會の開催並其の助成をなすこと
- 五、養鶏に關する調査並研究をなすこと
- 六、機關雜誌及印刷物の配布
- 七、選獎及表彰をなすこと
- 八、其の他必要と認むる事項

【九】 牛馬商組合並同聯合會

一、牛馬商組合

昭和二年二月十八日山口縣令第二十號、牛馬商取締規則施行細則第六條に依り設置せられたる組合左の如し。

郡市	組合名	郡市	組合名
大島郡	大島郡牛馬商組合	全	徳山警察署管内牛馬商組合
玖珂郡	玖東牛馬商組合	佐波郡	佐波郡南部牛馬商組合
全	玖北第一牛馬商組合	全	佐波郡北部牛馬商組合
全	玖北第二牛馬商組合	吉敷郡	吉南牛馬商組合
全	玖珂郡南部牛馬商組合	全	吉敷郡北部牛馬商組合
全	玖西牛馬商組合	美禰郡	美禰郡東部牛馬商組合
熊毛郡	熊毛郡南部牛馬商組合	全	美禰郡西部牛馬商組合
全	熊毛郡北部牛馬商組合	豊浦郡	豊浦郡東北部牛馬商組合
都濃郡	都濃郡北部三ヶ村牛馬商組合	全	豊浦郡東部牛馬商組合
全	下松警察署管内牛馬商組合	全	豊浦郡西北部牛馬商組合

大津郡 大津郡東部牛馬商組合 阿武郡 阿武郡北部牛馬商組合
 全 大津郡西部牛馬商組合 阿武郡 東部牛馬商組合
 阿武郡 阿武郡西部牛馬商組合 宇部市 宇部警察署管内牛馬商組合

二、山口縣牛馬商組合聯合會

所屬牛馬商組合と氣脈を通し組合相互の利益増進を圖り併せて畜産の改良發達を圖る目的を以て昭和四年三月二日本組合設立せらるる主なる事業左の如し

- 一、牛馬取引ノ改善
- 二、牛馬ノ販路調査並擴張
- 三、畜産改良發達ニ關スル各種ノ事業ニ對スル助成
- 四、共濟
- 五、家畜市場經營者トノ連絡提携
- 六、講習會、講話會懇談會ノ開催
- 七、牛馬取引改善ニ關スル建議申告及官廳ノ諮問ニ對スル答申
- 八、優良組合、優良組合員並功勞者表彰
- 九、仲裁和解
- 一〇、其ノ他本會 目的ヲ達成ノ爲メ必要ト認メタル事項

第四編 雜 編

(一) 家畜市場

縣下に於ける家畜市場は左表の如く總數三十七ヶ所あり就中下關市、三輪村、山口、防府徳山各常設家畜市場大出定期家畜市場等の如きは其ノ成績稍々見るに足るへし昭和五年中の取引數は牛一萬八千五百頭、馬一千五百八十九頭にして其の總取引(臨時市場を含む)價額二百九萬四千四百二十圓とす

家畜市場現在數

(其の一)

種別	經營者			計
	市町村營	畜産組合營	個人又は會社營	
常設市場	二	四	一	七
定期市場	二	三	一	六
計	四	七	二	一三

備考 昭和六年六月現在調査

家畜市場現在數

(其の二)

郡市名	定期	常設	計
計	二	一	三

大	玖	熊	都	佐	吉	厚	豊	美	大	阿	下	宇	山	計
島	珂	毛	濃	波	敷	狭	浦	禰	津	武	關	部	口	
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	市	市	市
二	六	三	五	二	一	一	一	三	二	四				三〇
二	六	四	六	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
二	六	四	六	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三

1110

昭和六年六月現在調査

家畜市場一覽表

●●常
●定

期設

(昭和六年七月現在開場)

郡名	市場名	開	催	日	市場名	開	催	日
大島郡	安下庄市場	一、二、三、四、五、七、八、十、十二月の二、三、十六、十七日	●●	●	久賀場	六、十一月を除き	●●	●
玖珂郡	廣瀨市場	毎月一、二十一、二十二日	●●	●	南桑場	毎月六、七、十六、十七、二十、二十七	●●	●
	岩國市場	毎月三、四、十三、十四、二十三、二十四日	●●	●	五味場	毎月八、九、十八、十九、二十、二十九日	●●	●
	盛前市場	毎月一、十、十一、二十、二十一、毎月末日	●●	●	新庄市場	毎月一、二、十、十一、二十一、二十二日	●●	●
	三輪市場	毎月五日より二十八日迄	●●	●	八代村市場	毎月五、六、十五、十六、二十、二十六日	●●	●
	田布施市場	毎月三、十四、二十五日の三回	●●	●	福川町市場	毎月一、七、十一、二十一、二十七日の五日間	●●	●
熊毛郡	須々万市場	毎月四、五の日	●●	●	鹿野市場	毎月三、四、十三、十四、	●●	●
	徳山市場	毎月一日より末日迄とす但し祭日及三月二十九日より	●●	●				

1111

市 場	須 金 場	同三十一日迄一月二日は休場	生 野 屋 場	二十三日、二十四日
須 金 場	毎月三の日、四の日	●市野屋場	毎月一、二、十、十一、十二、二十、二十一、二十二日	
堀 市 場	毎月二、三、十二、十三、二十五、二十六日 但し六月は休場	●市地場	毎月八、九、十八、十九、二十、二十九日 但し六月は休場	
防 府 町 場	十二月二十九日より翌年一月三日迄及三大節休場	●山口場	祭日及十二月二十九日より翌年一月三日迄休場	
仁 保 場	毎月十五、十六、二十九、三十日、但し二月限り十四、十五、二十七、二十八日開場	●市神田橋場	毎月九日、二十二日の二回	
厚 狭 場	毎月八、九、二十四、二十五日	●市嘉万場	毎月七、八、二十一、二十二日、但し大祭祝日休場	
美 濃 郡	●大田場	●市八ヶ崎場	毎月二、十五日、但し大祭祝日は休場	
美 濃 郡	●市吉則場	●市大津郡	●市深川場	毎月三、四、十八、十九日但し大祭祝日は休場
大津郡	●市吉則場	●市大津郡	●市深川場	毎月三、四、十八、十九日但し大祭祝日は休場

【二】 畜牛結核病検査成績
 畜牛結核病検査は明治三十六年來之れを施行す最近十ヶ年の成績を示せば左の如し
 累年畜牛結核病検査成績表

年 別 注 射 不 注 射 合 計 疑 症 輕 症 重 症	大正十一年	八四八	八五二	一、六九九	三	六	一
	同十一年	七六三	七六四	一、五六七	一	六	一

同	同	同	昭	同	同	同	同
五	四	三	和	十	十	十	十
年	年	年	二	五	四	三	二
年	年	年	年	年	年	年	年
六 九 三	七 九 七	八 七	七 六 二	七 五	八 一 六	五 五 九	九 〇 三
七 三 五	八 九 二	九 〇 五	九 一 八	八 八 四	九 一 〇	一、〇 九 五	七 二 八
一、四 二 八	一、六 八 九	一、七 三 二	一、六 八 〇	一、六 〇 九	一、七 二 六	一、六 五 四	一、六 三 一
四	七	六	七	八	三	一	一
四	四	九	二	六	九	七	六

(三) 畜産功勞者

農林大臣より表彰を受けたる功勞者

住 所	畜 産 功 勞 者	住 所	氏 名
玖珂郡廣瀬村	故 上田安八	佐波郡牟禮村	秋山光雄
佐波郡串村	故 橋谷常介	玖珂郡鳴門村	硯文之進
玖珂郡廣瀬村	故 隅猪太郎	吉敷郡大内村	岸田 曉

阿武郡小川村	小 河 源 吉	佐波郡柚野村	山 根 源 吉
同	須 郷 要 介	美禰郡綾木村	宮 崎 助 作
下關市大字關後地村	吉 岡 茂 兵 衛	吉敷郡平川村	德 光 藤 右 衛 門
吉敷郡小郡町	故 森 重 卯 太 郎	宇 部 市	新 谷 軍 二
美禰郡西厚保村	三 澤 孝	下 關 市	山 本 尙 文
中央畜産會より表彰を受けたる畜産功勞者			
大島郡沖浦村	池 田 五 左 衛 門	大津郡向津具村	小 島 岩 藏
都濃郡徳山町	道 源 權 治	熊毛郡室津村	井 原 伊 作
吉敷郡大内村	岸 田 芳 一	阿武郡大井村	阿 武 興 市
美禰郡伊佐町	山 田 小 太 郎		
山口縣畜産組合より表彰を受けたる畜産功勞者			
大島郡沖浦村	池 田 五 左 衛 門	熊毛郡室津村	井 原 伊 作
吉敷郡平川村	德 光 藤 右 衛 門	都濃郡富岡村	井 上 市 松
大津郡向津具村	小 島 岩 藏	玖珂郡廣瀬村	岡 本 源 四 郎
阿武郡大井村	阿 武 興 市	佐波郡島地村	重 田 宅 之 助
厚狹郡吉部村	松 村 音 之 進	大島郡平郡村	井 上 豐 治

佐波郡柚野村	伊藤昌夫	阿武郡宇田郷村	茂刈繁穂
豊浦郡神玉村	藤本讓一	熊毛郡田布施町	松本富五郎
吉敷郡小郡町	豊島竹一	都濃郡鹿野村	貞益文治
阿武郡地福村	下瀬虎七	豊浦郡長府町	林清一
阿武郡大井村	出羽清太郎	大津郡菱海村	岩本能治郎
都濃郡富岡村	林村吉	阿武郡奈古村	末若朝二郎
阿武郡奈古村	田中重吉	熊毛郡室津村	報國産牛組合
熊毛郡室津村	鈴木政之丞	都濃郡末武南村	畜牛肥育組合
都濃郡末武南村	山根初藏	熊毛郡麻郷村	山田吉太郎
熊毛郡田布施町	岩見四郎兵衛	都濃郡向道村	秋貞倍介
同	岩見ヨシ	阿武郡萩町	中村健一
美禰郡大田町	倉永角太郎	阿武郡奈古村	畜牛生産組合
玖珂郡神代村	橋岡虎治郎	玖珂郡祖生村	畜牛肥育組合
熊毛郡東荷村	林惣十郎	豊浦郡岡枝村	畜牛肥育組合
豊浦郡豊東村	福村磯吉		
大津郡俵山村	福井淺右衛門		

第五編 畜産統計

○家畜現在數累年比較

年次	牛		馬		豚		山羊	
	牝	計	牝	計	牝	計	牝	計
大正十年	四八、三三三	一〇五、五七〇	四四、五二九	八二、〇二〇	五二六	三、九一〇	六、五	八四
同十一年	四六、九六二	一〇二、六七七	五四、四二〇	三三、五二〇	八五七	一、三三二	二、八	一五二
同十二年	四九、六九八	一〇〇、三六六	五六、七一九	八五、二〇〇	一、五二八	二、五〇八	四、六	一五八
同十三年	四七、三二二	九二、三六六	五四、〇一九	一〇七、六四七	一、七三三	二、八五二	二、八	一六五
同十四年	四六、九八六	九五、五六五	五六、八一七	四四、〇〇八	一、七三一	一、一三〇	二、六	二二〇
同十五年	四六、二八二	三四、六四二	五三、一七三	八三、九一八	九三〇	九、四八	一、九	一三八
昭和元年	四六、四〇七	二、三三三	五六、九一七	八〇、一八	一、二四五	一、九六七	二、六	二七九
同二年	四六、九一四	〇、八九六	六六、一七二	二七、八七三	一、四六〇	二、三四一	七、〇	三八六
同三年	四七、一七六	〇、九〇六	七九、一六六	六四、九一七	一、二七二	一、九七九	八、二	四〇六
同四年	四七、三三一	九、六〇四	八五、一六三	一七、〇一八	一、三五二	二、〇九四	八、七	五三四
同五年	四七、三三一	九、六〇四	八五、一六三	一七、〇一八	一、三五二	二、〇九四	八、七	五三四

○家畜生産數累年比較

年次	牛		計	馬		計	豚		計	山羊		計
	牝	牡		牝	牡		牝	牡		牝	牡	
大正十年	四、一四二	三、四九四	七、六三六	一六	一七	三三	三六九	七七八	一六	二二	二七	
同十一年	三、二六九	二、八六六	六、一三五	六	六	一二	六五六	一、二七七	二六	二〇	四六	
同十二年	三、二二〇	二、七九五	六、〇〇五	四	九	一三	一、〇六三	一、九五二	三七	二五	六二	
同十三年	三、二九九	二、八〇一	六、一〇〇	〇	七	一七	八八九	一、九五二	四二	二九	六一	
同十四年	三、二四〇	二、九九三	六、二三二	一九	一八	三七	七七四	一、七八四	五〇	一六	六六	
同十五年	三、一三〇	二、八一五	五、九四五	一〇	一三	二三	七六三	一、三四〇	三四	一三	四七	
昭和元年	三、五〇一	二、八六〇	六、三六一	一五	三六	五一	六七〇	一、五〇四	四七	三一	七八	
同二年	三、七六一	二、九四六	六、七二七	二〇	三一	五一	六六〇	一、五八七	九二	四七	一三八	
同三年	三、九六一	三、〇八一	七、〇七二	三〇	二六	五六	四七六	一、二二八	九四	四四	一三八	
同四年	三、九六一	三、〇八一	七、〇七二	三〇	二六	五六	四七六	一、二二八	九四	四四	一三八	
同五年	三、九三六	三、〇三四	六、九七二	三九	四二	八一	四九〇	一、三二五	二二	六二	一八三	

○郡市別畜牛頭數

(昭和五年末)

郡市名	現在頭數		飼養戶數	生産頭數		斃死頭數
	牝	牡		牝	牡	
大島郡	二、五二〇	二、三三	二、五九一	二三八	一四二	二二
玖波郡	九、四三八	三、三五四	一一、六九四	五七八	四六五	一、〇四三
熊毛郡	四、五〇四	二、一〇一	六、〇五九	四〇七	三〇〇	七〇七
都波郡	四、二九七	一、五七〇	五、五〇二	二二六	一八四	四一〇
佐敷郡	一、九二九	八〇二	二、五六七	七四	六〇	一三四
吉野郡	一、六六七	四九三	一、九七〇	四一	四三	八四
厚狹郡	二、三八〇	一、〇五五	二、八八三	二二七	一四七	三六四
豊浦郡	七、〇四八	二、四五六	七、六七四	四七七	三六〇	八三七
美禰郡	三、〇八五	一、三五〇	三、六二七	三〇九	二二二	五四一
大津郡	三、四四三	九八一	三、三九七	五四五	四二八	九七三
阿武郡	六、四九二	二、四二五	六、八二二	七九八	六六四	一、四六二
下關市	二、三六	五	一、八四	七	二	九
宇部市	一、四〇	七九	一、八五	七	四	一一
山口市	一、五二	六六	一、七五	一〇	八	一八
合計	四七、三四一	一六、九六〇	五五、三三一	三、九三八	三、〇三四	六、九七二

郡市名	現在頭數		飼養戶數	生産頭數		斃死頭數
	牝	牡		牝	牡	
大島郡	二、五二〇	二、三三	二、五九一	二三八	一四二	二二
玖波郡	九、四三八	三、三五四	一一、六九四	五七八	四六五	一、〇四三
熊毛郡	四、五〇四	二、一〇一	六、〇五九	四〇七	三〇〇	七〇七
都波郡	四、二九七	一、五七〇	五、五〇二	二二六	一八四	四一〇
佐敷郡	一、九二九	八〇二	二、五六七	七四	六〇	一三四
吉野郡	一、六六七	四九三	一、九七〇	四一	四三	八四
厚狹郡	二、三八〇	一、〇五五	二、八八三	二二七	一四七	三六四
豊浦郡	七、〇四八	二、四五六	七、六七四	四七七	三六〇	八三七
美禰郡	三、〇八五	一、三五〇	三、六二七	三〇九	二二二	五四一
大津郡	三、四四三	九八一	三、三九七	五四五	四二八	九七三
阿武郡	六、四九二	二、四二五	六、八二二	七九八	六六四	一、四六二
下關市	二、三六	五	一、八四	七	二	九
宇部市	一、四〇	七九	一、八五	七	四	一一
山口市	一、五二	六六	一、七五	一〇	八	一八
合計	四七、三四一	一六、九六〇	五五、三三一	三、九三八	三、〇三四	六、九七二

○ 郡市別馬匹頭數

(昭和五年末)

郡市名	現 在		飼養戶數	生産頭數	斃死頭數
	牝	牡			
大島郡	三	九	一、一八三	九	一〇
玖珂郡	五	三	三二四	三	一
都濃郡	二	二	一、三九二	三	一
佐波郡	五	六	二、四九五	六	四
吉敷郡	三	九	四、二一九	一	六
厚狹郡	二	六	一、九四一	一	六
豊浦郡	三	八	八六五	二	七
美禰郡	二	五	一、二二一	九	八
大津郡	一	三	三五四	三	二
阿武郡	一	三	一、三九九	二	二
下關市	三	六	三二一	二	三
宇部市	三	六	七〇四	二	三
合 計	六八	四	一七、〇一八	八二	一〇

山口市

六八

四

三九八

三九一

六

一〇

○ 郡市別豚頭數

(昭和五年末)

郡市名	現 在		飼養戶數	生産頭數	斃死頭數
	牝	牡			
大島郡	一	四	四	七	一
玖珂郡	二	九	一九	〇	三
熊毛郡	三	九	一七	三	九
都濃郡	一	三	二九	七	四
佐波郡	二	三	三三	六	五
吉敷郡	二	三	二五	二	三
厚狹郡	七	二	一六	一	二
豊浦郡	一	三	一六	八	一
美禰郡	二	三	一	一	一
大津郡	二	三	一	一	一
合 計	六八	四	一七、〇一八	八二	一〇

郡市名	現 在 社 頭 計 數	飼 養 戶 數	生 產 頭 數	斃 死 頭 數
吉敷郡	一	一	一	一
佐波郡	二	二	一	一
玖珂郡	三	一	一	一
大島郡	三	一	二	二

○ 郡市別山羊頭數

郡市名	現 在 社 頭 計 數	飼 養 戶 數	生 產 頭 數	斃 死 頭 數
合口計	四七	一七	一八	三四
山口市	三	二	四	七
宇部市	七	四	七	一
下關市	一	二	二	一
阿武郡	四	二	三	一
大津郡	一	一	三	一
美禰郡	一	一	三	一
豊浦郡	六	三	三	三

(昭和五年末)

郡市名	現 在 社 頭 計 數	飼 養 戶 數	生 產 頭 數	斃 死 頭 數
厚狹郡	三	二	四	一
吉敷郡	六	一〇	二	一
佐波郡	〇	三	二	一
都濃郡	八	九	三	一
熊毛郡	六	四	二	一
玖珂郡	五	二	三	三
大島郡	八	六	三	二

○ 郡市別山羊頭數

郡市名	現 在 社 頭 計 數	飼 養 戶 數	生 產 頭 數	斃 死 頭 數
合口計	一、三五	一九七	一、三五	三〇一
山口市	六	二	一〇	四
宇部市	四	五	二	五
下關市	一〇	二	九	二
阿武郡	九	一〇	七	二

(昭和五年末)

豊浦郡	一九	二六	二五	一四四	九六	二八
合計	二八	二一	三九	一三八	九六	二八

○耕地面積農家戸數並牛馬頭數ノ對比

年次	耕地		農家		牛馬飼養		牛馬飼養對耕地	
	田	畑	計	專業兼業	牛馬飼養戸數	牛馬頭數	對耕地	農家百戸對養馬
大正十年	八〇、八三五	二、九六	一、二四、一三二	一、二八、一五七	一、二六、七九	二、九四八	一、二六	六三
同十一年	八〇、六四二	七、七四	一、二二、三三八	一、二五、八六九	一、二五、八七七	九、一三八	一、二八	六二
同十二年	八〇、八二九	一、四〇	一、二二、九五八	一、二五、九〇八	一、二五、八八八	四、四四五	一、三〇	六一
同十三年	七、六〇六	一、五一	一、二二、七五七	一、二五、四九四	一、二五、四七六	二、九三六	一、三〇	六〇
同十四年	八〇、三七七	一、三六	一、二一、七四一	一、二四、九一〇	一、二四、七五〇	六、〇八三	一、三三	六〇
昭和元年	八一、三六一	〇、〇二八	一、二一、三九〇	一、二五、一三二	一、二五、一七四	四、一八二	一、三五	五九
同二年	八〇、一六四	九、九三二	一、二〇、〇九六	一、三五、〇三三	一、三五、〇三三	五、九三三	一、三四	五九
同三年	八〇、六七二	八、八一	一、二〇、五五四	一、三五、四八二	一、三五、三三二	八、八八一	一、五三	五八
同四年	八一、四八二	八、〇二	一、二〇、八二二	一、三五、四二二	一、三五、四二二	五、九二二	一、三三	五八
同五年	八一、四八二	八、〇二	一、二〇、八二二	一、三五、四二二	一、三五、四二二	五、九二二	一、三三	五八

○種牡牛郡市別表

(昭和六年五月末現在)

郡市別	種別	種及改良和種	計
大島郡	アバード	一	一
玖珂郡	アバード	三	三
熊毛郡	アバード	一	一
都濃郡	アバード	一	一
佐波郡	アバード	一	一
吉敷郡	アバード	一	一
厚狭郡	アバード	二	二
豊浦郡	アバード	三	三
美禰郡	アバード	一	一
大津郡	アバード	一	一
阿武郡	アバード	一	一
下關市	アバード	一	一
宇部市	アバード	一	一
合計	アバード	一六	一六

合計	10	10	10	10	10	10	10	10	10
山口市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	11	11	11	11	11	11	11	11	11

○ 累年鶏卵産箇數及價格表

年次	飼養戸數	成鶏		計數	産箇數	金額
		雌	雄			
大正十年	四八、九九九	一七一、二〇九	一三三、七八四	二八四、九九三	一四、五一八	一〇、五
同十一年	五一、六一九	一八六、八六七	二二三、五三四	四〇〇、四〇二	二七九、二八七	一、四六、七六一
同十二年	五七、四九八	二二六、四五八	二五〇、三五九	四七六、八一七	九七八、二二六	一、三四八、四八四
同十三年	六四、三三四	二七九、〇四〇	二八二、四四〇	五六一、四八〇	八四三、二四〇	一、四九六、九九五
同十四年	六三、六八四	二七八、〇〇九	二二六、五四八	四九四、五五七	一、五九、四七四	一、三九七、七四三
同十五年	五九、三三五	二四五、〇八一	二〇〇、七八〇	四四五、八六一	三五七、三二二	一、四一四、二九二
昭和元年	五八、五二一	二四九、二九五	二七九、二二四	五二八、五〇九	三三四、二八〇	一、四五二、五六五
昭和二年	六〇、二九八	三〇六、八五五	三五五、八五三	六六二、七〇八	四四〇、五四五	一、六〇八、六四〇
同三年	六二、四二九	三六七、三七四	三六一、六一五	七八、九八五	二九六、四二〇	一、七八三、三九一
同四年	六三、〇三一	四〇四、六七六	三三一、二八五	七二五、九六一	三五、三三五	一、六六七、二二七

○ 郡市別鶏羽數

(昭和五年六月末)

郡市名	成鶏		合計	産卵數	飼養戸數		計
	雌	雄			十羽未満	十羽以上	
大島郡	一七、〇七九	二、五二〇	一九、五九九	三、七四五	五四七	四九	四、三四一
玖珂郡	四四、二七五	五、九三三	五〇、二〇八	八、〇三一	一、七七二	一五四	九、九五六
熊毛郡	四一、四九六	二、六八七	四四、一八三	四、七二八	一、九二七	一六五	六、八二〇
都濃郡	四二、三八三	四、八四二	四七、二二五	五、二七七	一、六六〇	一六八	七、一〇五
佐波郡	二五、〇六三	四、〇八七	二九、一五四	三、四三七	一、二一六	一八	四、七七二
吉敷郡	四六、〇九七	五、六三五	五一、七三二	四、二五六	二、六八〇	一八九	七、二二五
厚狭郡	二二、一二八	四、一八〇	二六、三〇八	三、三六〇	一、一五五	八六	四、六〇二
豊浦郡	四九、三五〇	四、五九九	五三、九四九	二、八〇〇	一、六六六	三三三	四、七九九

年次	飼養戸數		農家戸數		飼養羽數		飼養成雌數		飼養當一戸飼養數		飼養當一戸飼養數	
	未滿十羽	十羽以上	未滿十羽	十羽以上	總數	指	總數	指	當一戸	當一戸	當一戸	當一戸
美禰郡	二、二一五	二、四一四	二、五二一	三、四二五	一、七七〇	二、九五	一、九八五	六五四	二四	二、六六三		
大津郡	九、〇二六	一、七二七	八、六四九	四、四〇二	一、二九九	八三五	一、二二三	五二〇	二八	一、六八一		
阿武郡	二五、六三五	六、〇〇六	二八、三五六	九、二四四	四、三四三	二四〇	四、七五一	一、三四六	九〇	六、一八七		
下關市	四、九七二	四三七	五、四〇九	四、八六七	七九四	九七〇	二三八	一三二	二六	三、七六		
宇部市	二、二六五	一、六七七	三、九四二	九、五五五	一、九五六	〇三五	一、一四〇	四九八	五〇	一、六八八		
山口市	五、三〇六	七四二	六、〇四八	四、五四二	九三〇	七五〇	五四八	二六八	三二	八三八		
合計	三五七、一九〇	四八、四八六	四〇四、六七六	三三一、二八五	一、六六七	二七〇	四、五〇九	一、〇一〇	一、五〇一	六、〇一一		

○鶏飼養戸數及羽數ノ農家戸數トノ累年比較

年次	飼養戸數		農家戸數		飼養羽數		飼養成雌數		飼養當一戸飼養數		飼養當一戸飼養數	
	未滿十羽	十羽以上	未滿十羽	十羽以上	總數	指	總數	指	當一戸	當一戸	當一戸	當一戸
大正十五年	四六、五七二	三、九八	四〇〇	五九、三五五	一、〇〇二	二、五	一、〇〇	七、五三	四三、六			
昭和元年	四三、九三八	七〇八	八七五	五二一	九九二	五〇三	四六	六五二	八	五〇九	一〇二	九、〇三
同二年	四三、九三八	七〇八	八七五	五二一	九九二	五〇三	四六	六五二	八	五〇九	一〇二	九、〇三
同三年	四二、三〇二	五六一	四三二	六〇二	九八二	二二五	三九二	四八	一六六	七〇八	二二五	二六〇
同四年	四三、五五七	二〇一一	六五四	四二九	一、〇五二	二五	四二四	九	八七	九八	二七	四六三
同五年	四五、五九一	二〇一一	五〇二	六三三	一、一〇六	二五	三二〇	三	七五	九六	三一	四六三
全國平均												
(昭和四年)												

○鷺飼養羽數

(昭和五年六月末日)

飼養戸數	十羽未滿		十羽以上五十羽未滿		五十羽以上	
	數	計	數	計	數	計
雌	三、七三九	三、四一三	一、五四四	一、七三	一、三六	一、三六

成 鷲
計 雄
產 合 鷲 計
卵 (自前年七月
至其年六月)

一、〇九〇
四、八二九
五、四二五
一〇、二五四
二四七、三一

八三三
四、二三六
一、四一七
五、六五三
七、七六八

一五〇

○ 蜜 蜂

(昭和五年)

飼 養 戶 數
箱 數
蜜 蜂 計
蠟 蜜 數

十箱以上五十箱未滿
內國種 六、六五三
量
一七、四三五貫
四四九

三、三七七
八三
計三、四六〇
外國種 二、四八二
價
三九、五六圓
一、七八
四一、三六四

○ 昭和五年中各種別屠殺成績

成 牛	牝 計	頭 數		肉 價		計 價	
		數量	價格	數量	價格	數量	價格
一、六八九	三、〇三四	四、七二三	五、四、五六〇	二〇五、八四五	二、一六六	一、七〇	五、四八、五六四
一八	二〇七	二三五	四三五	一、六四二	七、七五三	四六	九、三六七
七	八三五	八四一	一八六	三四〇	二、一六二	四〇、三九一	二、三三七
一七二	一八七	三五九	二、四七九	六、五八五	二、七一一	六、九六一	五、一九〇
一、八九六	四、二六三	六、一五九	五七、六六〇	二四、四二二	一三七、七四三	三九七、七四	一九五、三七四

屠場名稱及所在地

名 稱	所 在 地	名 稱	所 在 地
久賀屠場	大島郡 久賀町	富田屠場	都濃郡 富田町
岩國屠場	玖珂郡 岩國町	須々万屠場	全 郡 須々万村
柳井屠場	全 郡 柳井町	右田屠場	佐波郡 右田村
高森屠場	全 郡 高森町	陶屠場	吉敷郡 陶 村
室積屠場	熊毛郡 室積町	厚狹屠場	厚狹郡 厚狹町

伊佐屠場 美禰郡 伊佐町 安岡屠場 豊浦郡 安岡町
 深川屠場 大津郡 深川町 宇部屠場 宇部市
 萩屠場 阿武郡 萩町

○最近三年間ノ畜産獎勵費交付調

年別	種別		獎勵規則第一條第四條ニ該當スルモノノ組	生肥	育養鶏組合	養鶏練習組合	山口縣養鶏組合聯合會	種牡馬設置	支出總額
	馬	牛							
昭和三年	八、三九六	八、九九四	一	五〇〇	一、五〇〇	—	—	—	一、〇〇〇
同四年	五、四七〇	四、四二〇	—	六八五	八〇〇	—	—	—	八八〇
同五年	五、二七五	—	—	—	七四九	—	—	—	八五〇
計	一八、一四一	一三、二一四	一	一、一八五	二、〇四九	—	—	—	二、七三〇

○馬匹去勢成績

年次	去勢所數	乙種猶豫頭數	去勢頭數	廢斃頭數
昭和二年	三三	二二	一四七	—
大正十五年	四三	三二	九三九	—
昭和二年	三三	二二	一四七	—

○去勢猶豫馬匹檢查成績

年次	三歲	四歲	以上	計
同三年	三五	—	—	三五
同四年	三六	—	—	三六
同五年	三八	—	—	三八
同六年	三九	—	—	三九

年次	檢查請求			合格			不合格			合計
	三歲	四歲	以上	三歲	四歲	以上	三歲	四歲	以上	
大正十五年	二六	—	—	—	—	—	—	—	—	二六
昭和二年	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	二二
同三年	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	二二
同四年	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	二二
同五年	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	二二
同六年	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	二二
計	一三六	—	—	—	—	—	—	—	—	一三六

年次	檢查請求			合格			不合格			合計
	三歲	四歲	以上	三歲	四歲	以上	三歲	四歲	以上	
大正十五年	二六	—	—	—	—	—	—	—	—	二六
昭和二年	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	二二
同三年	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	二二
同四年	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	二二
同五年	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	二二
同六年	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	二二
計	一三六	—	—	—	—	—	—	—	—	一三六

○ 畜産實行組合 (昭和六年七月)

○ 獸醫師蹄鐵工及牛馬商人數 (昭和六年七月)

郡市名	畜牛	馬	匹生畜牛	肥養	合	計	郡市名	獸醫師	蹄鐵工	牛馬商
大島郡	三	四	一	一	九	二	大島郡	四	二	五
玖珂郡	六	六	三	二	一七	二	玖珂郡	〇	九	六
熊毛郡	六	六	三	三	一八	〇	熊毛郡	〇	五	六
都濃郡	三	一	二	七	一三	三	都濃郡	二	三	六
佐波郡	一	三	一	二	七	二	佐波郡	二	三	二
吉敷郡	一	一	一	一	四	一	吉敷郡	二	三	二
厚狹郡	六	一	一	一	九	一	厚狹郡	二	三	一
豊浦郡	四	一	一	一	七	一	豊浦郡	〇	三	六
美禰郡	二	一	一	一	五	一	美禰郡	二	三	四
大津郡	五	一	一	一	八	一	大津郡	二	三	九
阿武郡	二	一	一	一	五	一	阿武郡	三	九	六
下關市	一	一	一	一	四	一	下關市	六	六	二
宇部市	一	一	一	一	四	一	宇部市	五	三	七
山口市	一	一	一	一	四	一	山口市	四	三	三
合計	三	四	一	一	九	二	合計	一七	三	二、九

山口縣内務部

昭和六年九月三十日印刷
昭和六年十月五日發行

印刷人 增見五郎
山口市田町十九番地

印刷所 增見印刷所
山口市田町十九番地

○ 畜産實行組合 (昭和六年七月)

郡市名	畜牛	馬	牝生畜牛	肥養	合	計
大島郡	四			二	四	九
玖珂郡	三			一	四	四
熊毛郡	六			三	九	〇
都濃郡	六			七	一三	〇
佐波郡	三			二	五	二
吉敷郡	一			一	二	二
厚狹郡	六			一	七	二
豊浦郡	四			七	一〇	二
美禰郡	四			三	七	二
大津郡	二			一	三	二
阿武郡	五			一	六	三
下關市						六
宇部市						五
山口市						四
合計	三			七	一〇	二〇

郡市名	獸醫師	蹄鐵工	牛馬商
大島郡	四	二	五
玖珂郡	〇	九	六
熊毛郡	二	一	八
都濃郡	二	五	六
佐波郡	二	三	二
吉敷郡	二	三	二
厚狹郡	二	四	一
豊浦郡	一	三	四
美禰郡	一	二	三
大津郡	二	七	九
阿武郡	三	九	六
下關市	六	三	二
宇部市	五	六	二
山口市	四	三	七
合計	一七	三二	二九

○ 獸醫師蹄鐵工及牛馬商人數 (昭和六年七月)

山口縣内務部

昭和六年九月三十日印刷
昭和六年十月五日發行

印刷人 增見五郎
山口市田町十九番地
印刷所 增見印刷所
山口市田町十九番地

373
527

NO.

PATENTED NO. 119016

“F-M”

PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thickness
851(菊倍)	30.cm.	x 22.5cm.	x 1cm.
852(四六倍)	26. „	x 18.5 „	x 1 „
853(菊)	22.5 „	x 15. „	x 1 „
854(四六)	18.5 „	x 12.5 „	x 1 „
855(特)	24. „	x 15. „	x 1 „

other sizes are made to order

LIBRARY SUPPLIES OF ALL KINDS

F. MAMIYA & CO.

OSAKA - TOKYO - FUKUOKA

終